

運動時における安全指導の手引き

(総論編)

神奈川県教育委員会

令和 7 年 8 月改訂

は じ め に

運動時における事故の未然防止については、日ごろから各学校において、施設・設備の点検・整備や指導の徹底など、万全の体制で取り組まれていることと思います。

神奈川県教育委員会では、体育の授業や運動部活動、体育的行事などで事故が発生した場合の対応等を示すため、平成4年3月に「運動時における事故防止の手引き」を発行いたしました。その後、平成14年3月に「運動時における安全指導の手引き（総論編）」と名称を改め内容を見直し、さらに、今日的な課題等を踏まえ、平成28年3月、令和元年7月に再度改訂し、学校における安全対策の徹底に努めてまいりました。

この度、日本スポーツ協会発刊の『スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック』が改訂され、スポーツ活動中の身体冷却に関する内容が取り上げられ、新たなスポーツ活動中の熱中症予防5ヶ条が示されました。

そこで、今回の一部改訂では、上記ガイドブックの改訂の内容を受け、熱中症予防5ヶ条を最新の情報に修正しました。

各学校においては、児童生徒の活動実態や学校の実情に即した活用により、事故の未然防止に努めるとともに、緊急時に迅速な対応がとれるよう、組織的・計画的な研修の実施に努めてください。

また、先生方及び部活動等の指導者におかれましても、本手引きの内容を十分に御理解の上、日ごろの指導に当たられますよう併せてお願いします。

令和7年8月

神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長 元橋 洋介

目 次

第1章	運動事故防止のための基本的な留意事項	
第1節	安全管理	1
1	施設用具の管理	
2	健康管理	
3	自然条件への配慮	
4	安全点検システムの確立	
第2節	安全指導	8
1	安全教育の中の安全指導	
2	教科指導における安全指導	
3	運動部活動における安全指導	
4	体育的行事における安全指導	
第2章	運動中の熱中症の予防	18
1	運動中の熱中症予防5ヶ条	
2	学校管理下の熱中症死亡事故とその傾向	
第3章	事故発生時の対応	
第1節	応急手当	22
1	応急手当・救命処置とは	
2	一次救命処置の手順	
3	けが等の応急手当	
4	頭頸部外傷の特徴	
5	頭部外傷、頸部の負傷に対する対応	
第2節	学校における組織的対応	34
1	救急体制の組織化	
2	役割分担	
第4章	事故後の対応	
第1節	児童生徒及び保護者への対応	36
1	謝意を伝える	
2	事故発生状況及び事故後の対応について事実を伝える	
3	軽度なけがでも保護者へ連絡	
4	児童生徒や保護者の不安を取り除く	
5	事後の経過観察	
6	給付金の手続きは速やかに	
7	その他	

第2節	教育委員会への届け出	38
1	まず電話で一報	
2	事故報告書の提出	
第3節	再発防止に向けた取組	39
1	事故原因の究明	
2	具体的防止策の検討	
3	周知徹底を図る	
第5章	給付制度の仕組みと手続き	
第1節	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	41
1	災害共済給付制度について	
2	学校管理下の範囲	
3	卒業式後、入学式前の取扱いについて	
4	給付金の種類	
5	給付金の支給期間	
6	手続き	
7	給付金の時効	
8	第三者の加害行為による損害賠償	
第2節	その他の給付制度	43
1	一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会見舞金	
2	神奈川県高等学校体育連盟傷病見舞金	
第6章	資料編（事故防止に関する通知）	44

第 1 章 運動事故防止のための基本的な留意事項

第 1 節 安全管理

1 施設用具の管理

(1) 安全管理上の留意点

ア 施設の配置について

- ・ 運動場内の固定施設・運動器具等の取扱は、注意事項を熟知するとともに児童生徒の動線を考慮する。
- ・ 走路の位置や各球技コートは、活動人数を考慮し、安全かつ適切に配置する。
- ・ 体育館や武道場、プール等の内部施設・付属施設は、使用目的に応じて安全かつ適切に配置する。
- ・ 屋内施設における、採光・照明・換気など良好な環境が維持できるようにする。
- ・ 電源装置は、操作する上で危険のないよう安全な箇所に配置する。
- ・ プールの附帯施設は、衛生面に考慮して配置する。

イ 施設・用具の整備について

(ア) 屋外施設・用具

- ・ 運動場やプール等屋外施設と外部とを隔てる柵等に破損はないか。
- ・ 運動場の地面は、運動の妨げとなる小石や砂利など、極端な凹凸がないよう整備されているか。
- ・ スプリンクラーの蓋等の突起物による危険はないか。
- ・ 運動場における固定施設、運動器具等にボルト類のゆるみや腐食による危険はないか。
- ・ 移動用運動器具（バスケットボールゴール、サッカーゴール、ハンドボールゴール、防球ネット等）は、倒れる危険のないよう固定されているか。
- ・ 運動場内にすぐに使用しない器具・用具が放置されていないか。

(イ) 屋内施設・用具

- ・ 体育館や武道場等の床面や壁面にささくれや釘等が出ていないか。
- ・ 体育館附帯設備のワイヤーなどのボルト類がゆるんでいないか。
- ・ 床面が滑りやすくなっていないか、また、結露等はないか。
- ・ 体育館における器具・用具にボルト類のゆるみや腐食による危険はないか。
- ・ 体育館のフロアーに危険と思われる器具・用具が放置されていないか。
- ・ 柔道の畳や剣道防具、竹刀等に破損はないか。

(ウ) プール

- ・ プールの水は十分入っているか、また、水質は、基準に合うように保たれているか。

第1章

- ・ プールサイド等が滑りやすくなっていたり、破損箇所はないか。
- ・ 排水口及び循環水の取入口の蓋が固定されているか、破損はないか。
- ・ 循環装置は故障なく動いているか。
- ・ コースロープ等の用具に破損はないか、また、使用しないときは、邪魔にならないよう整理しているか。

(2) 運営上の留意点

- ア 各運動施設の使用規定を定める。
- イ プールの入口等、危険を伴う場所への無断侵入がないよう施錠する。
- ウ 器具庫等を整理整頓する。
- エ 使用前後の器具・用具の安全確認をする。
- オ 定期的な安全点検と、不都合があった場合には適切に対応する。

2 健康管理

(1) 健康管理上の留意点

- ア 児童生徒の心身の状態を正しく把握する。
- イ 担任、養護教諭、家庭との相互の連絡体制の確立を図る。
- ウ 病欠欠席後の児童生徒、睡眠不足の児童生徒、配慮の必要な児童生徒についての健康観察を行う。
- エ 睡眠、栄養補給、運動がバランスよく行えるよう指導する。また、児童生徒自身の健康に対する意識が高まるよう指導を行う。
- オ 校内の健康管理の体制が円滑に機能を果たすようにする。

(2) 定期健康診断結果への対応

- ア 健康診断の結果の捉え方について保護者・児童生徒に周知徹底を図る。
- イ 学校と専門医との情報交換を十分に行う。
- ウ 結果についての具体的な対応の共通理解を深める。
- エ 心疾患については生命との関わりが深いので、特に心電図に関する診断結果については十分な理解と適切な対応を行う。
- オ 児童生徒が自分自身の健康状態について認識が深まるよう指導する。

3 自然条件への配慮

(1) 季節・気候・気温等への配慮

- ア 特に夏季の活動については、熱中症に十分に留意し、適切な予防策を講じるとともに、児童生徒にも正しい知識を理解させる。（本誌第2章参照）
- イ 冬季の活動については、準備運動を十分行うことにより、筋肉や心肺機能等への急激な負担を避けるよう留意する。

(2) 光化学スモッグへの対応

- ア 予報、注意報等の発令時における校内連絡体制を整備し、連絡責任者を置く。なお、

- 児童生徒が被害について心理的な影響を受けることも考えられるので、十分配慮する。
- イ 手のしびれ、呼吸困難、失神等の被害発生に備えて、学校医等医療機関と緊急連絡体制を整備し、周知徹底する。
 - ウ 「注意報」発令時に運動を行う場合は、特に児童生徒の状態を十分把握し、過激な運動は避け慎重に行う。
 - エ 「警報」、「重大緊急時警報」発令時は、屋外・屋内を問わず、一切の過激な運動を中止する。

(3) 海・山等への対応

- ア 海・山等自然についての正しい知識を基盤にして、自然への理解を深める。
- イ コース・日程・活動内容等は万一のことを考え、緊急避難経路の確認等、活動場所に
応じて安全に配慮した計画と準備を行う。
- ウ 活動中または活動寸前であっても自然条件の変化を判断し、中止や避難を含め的確な
行動をとる。
- エ 事故の際の傷害について、指導者や児童生徒自身が適切な応急手当、救急処置ができ
るよう日頃から訓練をする。
- オ 事故・災害発生時の連絡や他機関等との連携のために、無線機の携帯や事前の連絡先
の念入りの確認など、緊急時連絡体制を確立する。



4 安全点検システムの確立

【水泳プールに係る学校環境衛生基準】

- 1 水泳プールに係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
水 質	(1) 遊離残留塩素	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。
	(2) pH値	5.8 以上8.6 以下であること。
	(3) 大腸菌	検出されないこと。
	(4) 一般細菌	1mL中200 コロニー以下であること。
	(5) 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	12mg/L以下であること。
	(6) 濁度	2 度以下であること。
	(7) 総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。
	(8) 循環ろ過装置の処理水	循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5 度以下であること。また、0.1 度以下であることが望ましい。
施 設 ・ 設 備 の 衛 生 状 態	(9) プール本体の衛生状況等	(ア) プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 (イ) 水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	(ア) 循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分であり、その管理が確実に行われていること。 (イ) オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、その管理が確実に行われていること。
	(11) 消毒設備及びその管理状況	(ア) 塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。 (イ) 塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実に行われていること。
	(12) 屋内プール	
	ア. 空気中の二酸化炭素	1500ppm 以下が望ましい。
	イ. 空気中の塩素ガス	0.5ppm 以下が望ましい。
	ウ. 水平面照度	200 lx 以上が望ましい。
	【備考】	
	検査項目 (9) については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1 週間に1 回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。	
	また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。	

- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(6)については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、検査項目(7)については、使用期間中の適切な時期に1回以上、検査項目(8)～(12)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。

検査項目		方法
水質	(1) 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法により測定する。
	(2) pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(3) 大腸菌	
	(4) 一般細菌	
	(5) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	過マンガン酸カリウム消費量として、滴定法による。
	(6) 濁度	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法により測定する。
	(7) 総トリハロメタン	
	(8) 循環ろ過装置の処理水	
	備考 一 検査項目(7)については、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。	
施設・設備の衛生状態	(9) プール本体の衛生状況等	プール本体の構造を点検するほか、水位調整槽又は還水槽の管理状況を調べる。
	(10) 浄化設備及びその管理状況	プールの循環ろ過器等の浄化設備及びその管理状況を調べる。
	(11) 消毒設備及びその管理状況	消毒設備及びその管理状況について調べる。
	(12) 屋内プール	
	ア. 空気中の二酸化炭素	検知管法により測定する。
	イ. 空気中の塩素ガス	検知管法により測定する。
	ウ. 水平面照度	日本工業規格 C 1609 に規定する照度計の規格に適合する照度計を用いて測定する。

【日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準】

次表の左欄に掲げる検査項目について、同表の右欄の基準のとおり、毎授業日に点検を行うものとする。

検査項目	基準
プール水等	(ア) 水中に危険物や異常なものがないこと。 (イ) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/L以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/L以下が望ましい。 (ウ) pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。
附属施設・設備等	プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。

《参考》学校環境衛生基準の一部改正について

(文部科学省初等中等教育局長通知より抜粋) 平成30年4月2日一部改正

【教科指導における安全点検表の例】

安全点検表

責任者名		印		点検者名		印	
領域	点 検 事 項	点検月日	点検結果	処理月日	印		
体 つ く り 運 動	体育館や運動場に危険物はないか。						
	使用器具の安全度は良いか。						
	用具・器具の使用法は適切であるか。						
	施設（固定施設等）が正しく使用されているか。						
	生徒相互の体格・体力を配慮した運動になっているか。						
器 械 運 動	生徒相互のコミュニケーションはうまくとれているか。						
	用具・器具に破損はないか。						
	用具の設置が適切で安全であるか。						
	マットが正しく敷かれ着地場所等が安全であるか。						
	補助が正しく行われているか。						
陸 上 競 技	段階的指導に配慮されているか。						
	運動場が整備され安全であるか。						
	砂場が掘り起こされ整備されているか。						
	スプリングラーの蓋は安全に保たれているか。						
	ハードル等の器具類に破損はないか。						
	シャベル、レーキ等の置き場・置き方が適切であるか。						
	投てき練習では、風向き、練習隊形が適切に考慮されているか。						
	投てき練習では、コーン等で投てき場所を仕切っているか。						
	投てき用具類が危険のないよう使用されているか。						
	走路及び測定等のラインが適切に引かれているか。						
水	プールの水深が明示されているか。						
	水温・気温が明示されているか。						
	コースロープに破損はないか。						
	排水口の蓋は固定されているか。						
	水の循環の吸水口の蓋は固定されているか。						
泳	救助用具が適切に配置されているか。						
	附帯設備、プールサイド、プール底が清掃されているか。						
	段階的指導に配慮されているか。						
	人員確認が適切になされているか。						
	体育館、屋外運動場が整備され、安全であるか。						
球 技	バックボードとリングは安全に固定されているか。						
	屋外の移動ゴールは倒れないように固定してあるか。						
	ボール及びネットの組立てが適切にされているか。						
	コートラインは明確に引かれているか。						
	ボールの空気圧は適切であるか。						
	ボール等の用具類が安全に管理されているか。						
	練習隊形及び段階的指導について配慮されているか。						
	乱暴な行為についての指導が徹底しているか。						
	競技専用の防具（ヘッドキャップ等）が着用されているか。						
	爪が手入れされているか。						
武 道	服装が安全に着用されているか。						
	道場周辺に危険物が置かれていないか。						
	畳が破損していないか。						
	畳と畳にすき間がなく適切に敷かれているか。						
	柔道衣が正しく着用されているか。						
	道場の床板に破損がなく安全であるか。						
	竹刀（先革のやぶれ、竹のささくれ等）に破損がないか。						
	防具が適切に着用されているか。						
	禁止わざ等、禁止事項の指導が徹底しているか。						
	活動の隊形及び能力別、体重別、段階的指導について配慮されているか。						

※注 点検事項は上記のほか、学校の実情に応じ必要事項を付け加えること。

一般的留意事項

<指導計画>

- 1 前時の授業と関連をもって計画すること。
- 2 準備運動・補強運動を適切に計画すること。
- 3 知識、態度、安全に関する指導を計画すること。
- 4 段階的指導を考慮して計画すること。
- 5 技能・体力差に配慮した指導を計画すること。
- 6 練習隊形の適切な指導を計画すること。
- 7 生徒の健康状態を常に把握すること。

<施設・設備・用具>

- 1 釘、石ころ、ガラス破片等、危険物を除去すること
- 2 用具の配置に留意すること。
- 3 コートのラインは明確にしておくこと。
- 4 運動種目の特性に応じた服装を着用させること。
- 5 設備の安全性について留意すること。

【教科指導以外における安全点検表の例】

安全点検表

		責任者名	印	点検者名	印		
名称	区分	点検事項	点検月日	点検結果	処理月日	印	
ア 体 育 的 行 事 等	計 画 ・ 運 営	実施時期は適切か。					
		教科体育との関連を考慮し、計画しているか。					
		準備運動・補強運動を適切に計画しているか。					
		ルール、マナーについての指導は適切か。					
		校内組織を確立し、責任体制は明確か。					
		事故や災害の場合の安全避難に対する配慮をしているか。					
		救急用品や救急指定病院は確保しているか。					
	施 設 ・ 設 備 等	会場に危険物がなく、整備されているか。					
		コートや走路等のラインは鮮明に引いてあるか。					
		諸施設・整備の安定度はどうか。					
		競技用具の管理は適切か。					
イ 運 動 部 活 動 等	計 画 ・ 運 営	練習計画は顧問、生徒の相互理解により作成しているか。					
		練習方法は段階的に計画しているか。					
		練習内容は発達段階や体力差等の個人差に着目しているか。					
		技術のみでなく知識、態度、安全に関する指導を計画しているか。					
		部員の健康観察をしているか。					
		しごきや暴力事件など起こらないよう留意しているか。					
	施 設 ・ 設 備 等	練習場に危険物がなく、整備されているか。					
		練習場の実態に応じた安全措置を考慮しているか。					
		諸施設・設備の安定度はどうか。					
		他の部と施設の使用区分・時間調整をしているか。					
		練習用具の管理は適切か。					
		部員の服装は適切か。					

留意事項

- 1 点検事項は上記のほか、学校の実情や運動種目の特性に応じ、必要項目を付け加えること。
- 2 点検者は当該運動部の顧問があたること。
- 3 部員に対し、安全点検の指導を行うよう努めること。

第2節 安全指導

1 安全教育の中の安全指導

(1) 安全教育（下図参照）

安全教育には、安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにする「安全学習」の側面と、当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に提起、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものです。

このことを、教育課程の領域に則して考えてみると、主として、前者は小学校体育科（保健領域）、中学校保健体育科（保健分野）及び高等学校保健体育科（科目「保健」）を中心として、生活科、社会科、理科などの関連した内容のある教科や道徳、総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事・課外指導などで取り上げられることが多いといえます。

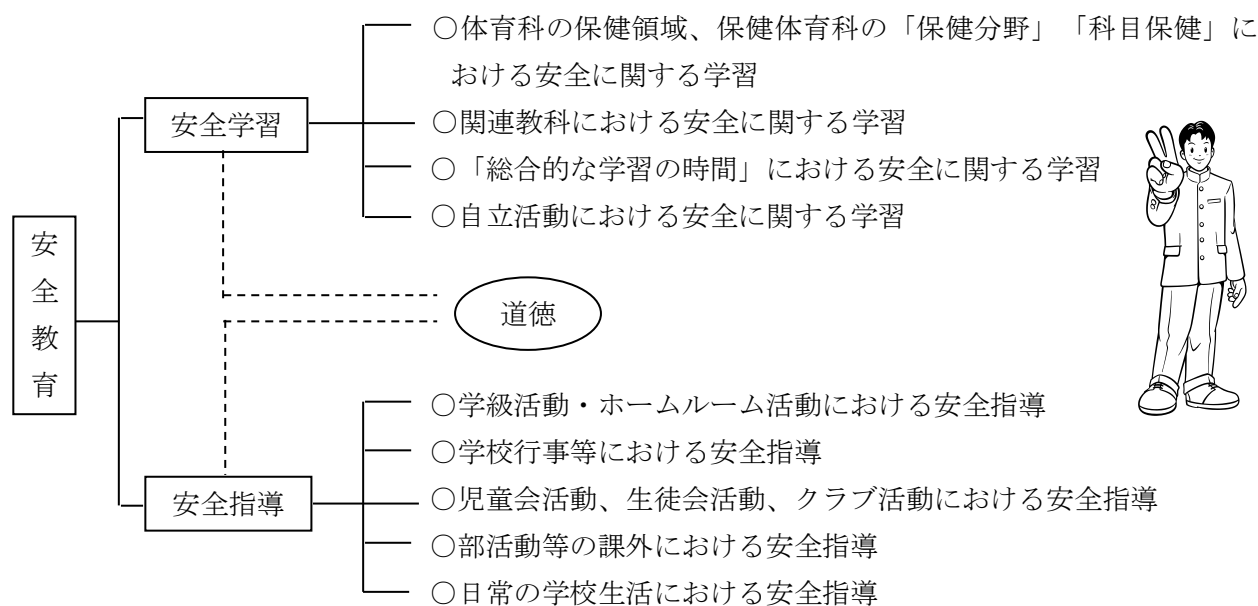


図 安全教育と領域の構造

(2) 安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことにあります。具体的には、次の三つの目標が挙げられます。

ア 日常生活における事件・事故自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにする。

各学校では、それぞれの児童生徒等の発達段階や地域の実情等を考慮して安全指導計画を作成し、指導に当たる必要があります。

(3) 「生きる力」と安全教育

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）では、子どもたち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要であると示めています。そして、こうした力は、これまでの学校教育で育まれてきたものとは異なる全く新しい力ということではなく、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」を改めて捉え直し、しっかりと発揮できるようにしていくことであると示しています。

また、答申では、「生きる力」の在り方として、対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えとともに、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくことができることが挙げられています。

このことから分かるように、「生きる力」の理念の具現化は、安全教育で目指す「自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を養うこと」と軌を一にするものといえ、「生きる力」の涵養にとっても、安全教育の充実が不可欠であるといえます。



(4) 学校における健康・安全に関する指導

高等学校学習指導要領の「第1章 総則 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割 2（3）」において、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」としています。

つまり、学校における健康と安全に関する指導は、体育・健康に関する指導の中で、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て、心身の調和的な発達を図ることで達成されると考えることができます。

2 教科指導における安全指導

高等学校学習指導要領で、保健体育科の目標は、「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。(2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。(3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。」とされています。

この目標を達成するためには、運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られることや社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要との指摘を踏まえ、引き続き、心と体をより一体としてとらえ、体育と保健を一層関連させて指導することが重要であります。

このことから、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を目指して行う安全指導については、各種の運動がもたらす体の健康への効果はもとより、心の健康も運動と密接に関連していることを実感させるとともに、また、小学校の体育から計画的・継続的に行うことが大切です。

(1) 基本的な留意事項

- ア 安全指導の意義や目的を十分認識し、学校として組織的に実施する。
- イ 指導者は、安全管理、安全指導についての研修を受けることにより、事故防止に努めるとともに、緊急時に対応ができるよう、応急手当、救命処置の訓練をする。
- ウ 事故防止を強調するあまり、児童生徒の学習活動が消極的にならないよう配慮する。
- エ 万一の事故に備えて、校内の救急体制並びに関係機関や家庭との連絡体制を整備する。

(2) 指導計画

- ア 学習指導要領に示されている目標や内容を踏まえ、指導計画の中で「安全」に関する配慮事項を明確にする。
- イ 学校全体の健康や体力に関する指導の全体計画（特別活動や部活動など）との関連を適切に図る。
- ウ 指導計画が前例踏襲とならぬよう、学校の規模や児童生徒の実態に応じて、常に見直しを図る。
- エ 児童生徒の発育・発達の特徴とそれぞれの運動の特性をよく理解し、発育・発達段階に応じた指導計画を作成する。
- オ 個々の児童生徒の学習能力や学習経験と学校の体育施設や用具の条件や気候、季節、あるいは、健康・安全・体育的行事との関連により、取り扱う種目について計画的に配当する。
- カ 自然との関わりの深い種目や運動では、運動する環境に応じて具体的な配慮事項を明確にし、指導者はもちろんのこと、児童生徒が自らの安全点検と安全確認ができるよう指導計画を作成する。
- キ 運動の技能や体力に関する指導では、発育・発達段階に応じた学習の適時性を十分に配慮する。

ク 安全教育については、すべての指導者がその必要性と指導内容について共通理解をもち、全校的な立場から年間を見通した指導計画を作成する。

(3) 学習指導

ア 学習目標、学習内容を周知し、児童生徒が見通しをもって授業に参加できるように指導する。

イ 保健学習・体育理論（体育に関する知識）や他教科とも連携を図り、安全に対する知識や態度及び技能が総合的に身に付くよう指導する。

ウ 児童生徒に、生涯を通じて安全な生活を送るための資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、適宜授業改善を図る。

エ 児童生徒のねらいが高すぎることや、必要以上に高度な技術を追求することがないように、適宜指導に留意する。

オ 定期健康診断等の結果を踏まえ、個々の健康状態に応じた適切な指導をする。特に、配慮の必要な児童生徒の指導については、保護者・学校医・養護教諭や学級担任との連絡を密に図り、適切な指導が行えるよう配慮する。

カ 学習を安全に効率的に進めるために、児童生徒の個人の能力差や運動の特性、個人の希望などを考慮した学習形態を工夫する。

キ 運動技能の習得や事故防止の観点から、相応しい服装をするよう指導する。

ク 児童生徒の人員の把握をその都度適切に行い、活動範囲について配慮する。

ケ 気象状況に留意し、運動量や質が適切になるよう配慮する。

コ 準備運動を十分に行い、心と体がその運動に適合するよう指導するとともに、整理運動を行い、身体のコンドিশョンを整えるようにする。

サ 授業中は、もちろんのこと、授業前や授業後の児童生徒の健康状況の把握に努める。また、児童生徒にも各自の健康状態や互いの健康状態に関心をもつよう指導するとともに、日ごろから健康管理にも注意させる。

シ 示範や試技、測定、解説などを行う場合は、指示が徹底できるよう隊形を工夫する。

ス 組合せ単元や選択制の多種目展開、種目のローテーション等による指導、危険度の高い種目の指導においては、児童生徒が安全に活動できるように注意を払う。特に、配慮の必要な児童生徒の指導については、より一層注意を払う。

セ 新しい教材や危険を伴う教材を扱う場合には、指導法などについて十分な検討を行い、安全を最大限に尊重して指導する。また、児童生徒にもその教材の特性を理解させる。

(4) 健康管理

ア 健康診断等で異常があった者については、学校医や養護教諭・学級担任・保護者と絶えず連絡をとり、医師の指示のもと無理のない活動範囲で参加させる。

イ 活動は、指導計画にそって行うことはもちろんであるが、児童生徒の体調や心理状態、天候等により、内容を変更するなど柔軟な対応をとる。

ウ 健康管理については、定期健康診断はもとより、日常の観察等を十分に行い、生徒の健康状態を常に把握する。また、必要に応じて、医師の診断を受けさせる。

エ 児童生徒の自己管理を徹底し、体調不良の場合は、必ず申し出るよう日ごろから指導する。

オ ケがや既往症のある児童生徒の健康管理は、医師等との連携を図り、健康相談を密にして、当該児童生徒が不安なく活動できるようにするとともに、体調の変化を速やかに伝えられるよう指導する。

カ 活動の内容にあった服装になっているか自分自身でまた相互に確認しあうよう指導する。
(靴の履き方、爪、ポケットの内容物、装身具等)

キ 活動に参加できない児童生徒についても、健康観察を怠らず、また、見学場所や見学態度等にも適切な指導をする。

ク 授業の終了時には、児童生徒個々が健康状態の確認をするとともに、お互いの健康状態についても関心を向け合うよう指導する。

ケ 運動後の清潔感や使用した用具や施設の片づけ等を通して、健康や安全に対する意識を高められるよう指導する。

(5) 施設・設備・用具

事故の発生は、施設・用具等の扱い方の誤りや構造上の欠陥・整備不良等による場合があるため、施設や用具の管理者などを明確にし、常に点検と整備に心がけます。

ア グラウンドや体育館等の施設については、設備・用具の点検項目を作成し、定期的な点検と修理に努めるとともに、児童生徒にも設備・用具の安全点検を習慣付ける。

イ 体育関係の施設・用具は多岐にわたるが、それらの正しい使用方法については、事前に指導者が熟知するとともに、正しい取り扱い方について指導する。

ウ 同一施設内で2学級(集団)以上の授業が同時に行われるときは、施設の使用区分や時間帯、活動内容、使用する用具等を事前に調整する。

エ 授業において使用する用具は、学習に適した安全なものを選定する。また、学習が安全で効率的に行えるよう、その管理や配置についても指導する。

3 運動部活動における安全指導

運動部活動は学校において計画する教育活動で、スポーツ等に興味と関心をもつ同好者が運動部を組織し、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動です。また、この活動は、生涯にわたって親しむことのできるスポーツ等を見いだす格好の機会であるとともに、活動の時間数、計画性、継続性から考えると、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動と言えます。

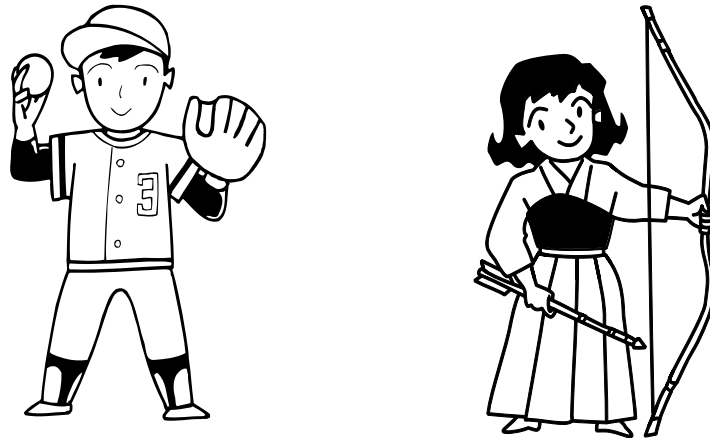
したがって、生徒が運動部活動に積極的に参加できるように配慮することが大切ですが、活動中の事故も多数報告されており、生徒の能力等に応じた指導をする必要があります。

また、運動部活動は、同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要があります。勝つことのみを目指した活動となり、生徒の能力以上の過度な活動にならないよう配慮する必要があります。



(1) 指導計画作成上の基本的な配慮事項

- ア 生徒の個性の尊重と柔軟な運営を図る。
- イ 生徒のバランスのとれた生活や成長が図れるよう適切な休養日と練習時間を設定する。
- ウ 必要に応じて外部指導者を活用するなどして、家庭や地域社会とともに生徒を育成する視点をもつ。
- エ 生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、適切な活動が行われるよう配慮して指導する。



(2) 指導の要点

- ア 運動部活動における安全指導において、学校教育活動としての部活動であるという認識に立ち、教職員全体の共通理解のもと、指導組織の確立と指導計画の作成が重要となる。
- イ 傷害の主な原因は、「疲労」と疲労などからくる「気の緩み」であるとされていることから、練習が過重とならないよう適切な休養を確保し、健康管理に注意する。
- ウ 運動部活動のねらい（目標）をしっかりと理解させ、勝利至上主義にならず、「学年や学級を超えた望ましい人間関係づくり」の大切さについても理解させる。
- エ 他の運動部顧問との連絡を密に図り、指導者不在や指導者単独での指導は極力避け、相互に連携しながら、安全対策に対応する。
- オ 学校外の地域指導者による指導においても、日頃から指導に当たっている顧問教諭が主体的に部活動の運営に係わり、安全対策を充実させる。

(3) 健康管理

生徒の健康状態の把握が、事故を未然に防ぐ上で重要となります。日頃から、学級担任や養護教諭等と連絡を図りながら、生徒の健康状態を把握しておきます。

- ア 定期健康診断を基に、入学前の本人の健康状態についても情報を入手するよう努める。
(保護者からの情報提供にも努める)
- イ 活動前、活動中、活動後の健康観察を怠らず、また、生徒自身にも自らの健康状態を確認し、身体の変調を速やかに報告できるような体制づくりに努める。
- ウ 活動中の気象状況（気温、湿度、日照、光化学スモッグなど）やその急激な変化にも適切に対応できるようにする。

(4) 施設・用具

施設・用具の維持管理及び安全点検は、日頃の活動の一部として習慣付けておくことが大切です。

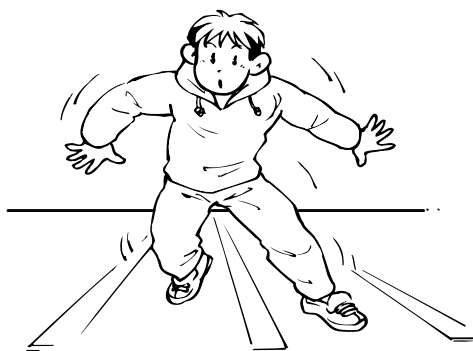
ア 活動場所、使用用具の安全点検は、毎回実施する。

イ 用具・器具の保管・固定をしっかりと行い、用具の転倒や破損による事故が起きないように注意する。

4 体育的行事における安全指導

体育的行事は、運動やスポーツを愛好し、主体的に実践する能力や態度を育成するとともに、体育（保健体育）科の教科指導や学級活動・ホームルーム活動における安全指導で学習した事柄を実践し、安全に運動やスポーツを行う能力や態度を育成する学校行事であり、将来にわたり心身ともに健全な生活を送るための基礎作りをすることに意義があります。

しかし、1学年単位以上の大きな集団による活動であること、活発な身体活動を伴うこと、自然環境の影響を受けやすいことなど、学校行事で発生する事故の大部分は、この体育的行事で起きていると言っても過言ではありません。したがって、事故を防止するためには、安全指導計画を具体的な指導内容にわかりやすく反映させることが大切になります。



(1) 基本的な留意事項

ア 行事の目標やねらいを明確にする。

イ 学校全体の体育的行事として全児童生徒が参加できるよう、教科の学習内容との関連で種目を選定する。

ウ 児童（生徒）会等の児童生徒の主体的な活動分野に留意し、児童生徒が主体性、自主性、造性、協調性等を育む機会となるよう計画する。

エ 行事の様々な業務の負担が一部に偏ることがないようにできるだけ均等化を図り、全教職員、児童生徒の参加意識を高める。

オ 全児童生徒が参加する学校行事としては、全児童生徒が一同に会せる大会の設定が望ましいが、会場の関係等を考慮して、プログラムを工夫する。

カ 行事を計画する際は、教科や学級活動・ホームルーム活動との関連を重視し、具体的な安全指導の内容を含んだ計画とする。

キ 全教職員の共通理解と協力のもとに実施できるように指導計画を作成する。

ク 実施内容（種目）が季節等の自然条件による悪影響がでないよう考慮して計画を作成する。

ケ 実施内容（種目）は、児童生徒の実態を考慮して計画を作成し、取組の過程において問題が生じた時は、内容を修正するよう柔軟性を持たせる。

- コ 予想される事故の可能性を最大限に考慮し、事前の安全指導を徹底するとともに、危険回避のための知識や技能・態度を身に付けるよう指導する。
- サ 実施上のルール、集団の規律及びマナーについては、事故防止の最低条件であるとともに運動を楽しむための基本事項であることを理解させる。
- シ 実施場所や施設・設備・用具の調査や安全点検を十分に行い、問題箇所の改善には万全を期する。
- ス 児童生徒一人ひとりの健康状態や既往症等を事前に必ず把握し、無理のない活動となるよう適切に指導する。
- セ 事故発生に備え、迅速で適切な対応ができるよう事故対応マニュアル等を作成するとともに、それぞれの役割を確認する。

(2) 指導計画と運営

- ア 自主的・自発的活動を促す観点から、児童生徒を指導計画の作成・運営にも参加させ、事故防止に対する関心を高め、安全を意識した計画・運営となるよう指導する。
- イ 運営組織は、全教職員と児童生徒が共通理解のもとに活動できるよう編成する。
- ウ 実施内容や実施時期、教科や季節との関連を考慮して指導計画を作成し、事故防止を図る。
- エ 実施内容（種目）は、児童生徒の技能や体力、興味・関心等を配慮し、極端に高度な内容であったり、意欲や集中力に欠けることがないよう適切な内容とする。
- オ 実施内容（種目）のルール、集団の規律、マナー等の違反が事故の発生要因になることを考慮し、児童生徒の実態に応じたルール・規律・マナーが身に付くよう、学習活動全般において指導する。
- カ 事前に安全学習の時間を設定し、過去の事故事例等を参考に、できるだけ具体的な事故事例から自らの問題として積極的に安全に対する知識や技能が身に付くよう指導する。
- キ 定期健康診断や日常の健康観察から児童生徒一人ひとりの健康状態を的確に把握するとともに、運動強度の高い行事を開催するときは、健康相談や健康調査等を行い、より正確に児童生徒一人ひとりの健康状態の実態把握に努める。
- ク 競技に参加しない児童生徒の行事への参加方法とそれらの安全指導に留意する。
- ケ 施設・設備・用具の使用に際しては、事前事後に安全点検を行い、破損箇所や危険箇所を発見した際には、修理や改善等適切な措置を講ずる。
- コ 実施種目以外の施設や用具による事故を防止するため、不必要な施設や用具の移動・片付け・固定など適切に行う。特に、校外からの参観者等がいる場合は、安全指導が徹底できないため、細心の注意を図る。
- サ 気象状況の変化に注意し、実施内容や日程等を検討し、適切な対応をする。
- シ 事故発生に備え、養護教諭はじめ教職員の役割分担や配置を決め、救急用品を準備し、事故発生時の措置や連絡方法を明確にし、機能するようにする。



第1章

(3) 指導の要点

- ア 児童生徒の計画・運営への参加にあたっては、健康・安全に十分配慮した行事にするよう指導する。
- イ 対抗競技では、対抗意識が強く働くことから、相手を尊重すること、粗暴なプレーをしないことなどのマナーの指導を徹底する。
- ウ 過去の事故事例から、事故の発生要因及びその防止策の理解を深め、事故防止に対する意志決定能力を高める。
- エ 易しいものから難しいものへ、段階的に練習させるとともに、本番当日と同様の緊張感をもって練習に取り組ませることで、危険を回避する能力を身に付けさせる。
- オ 実施内容に応じた準備運動と整理運動を行わせる。
- カ 日頃から健康・安全に関心を持たせ、健康の保持増進や安全な行動への能力と態度を身に付けるように指導する。
- キ 児童生徒に、活動場所の周囲の状況にも気を配るよう指導するとともに、活動場所や周囲の整備をする。
- ク 行事の準備や片付けの際にも、事故が発生することがあるので、これらの活動も行事の一環としての意識をもたせ、教師の指導のもとに計画的に行うよう指導する。

(4) 健康管理

- ア 日頃から自己の健康に関心をもたせ、自己管理できるように指導の徹底を図る。
- イ 定期健康診断や健康相談、日常の健康観察等により健康状態を的確に把握し、参加に無理がないようにし、判断が困難な場合は、学校医・担当医や保護者との連絡を取り、適切な指導をする。
- ウ 既往症の有無や程度については、養護教諭をはじめ関係教職員が、保護者の協力を得て的確に把握し、症状によっては全教職員の共通理解のもとに適切な対応ができるようにする。
- エ 児童生徒の顔色や表情等の観察や言葉かけなどにより、健康状態の変化を迅速に把握するとともに、健康状態が悪いときは速やかに申し出させるよう指導する。
- オ 取組過程の健康管理については、家庭との連絡を密にする手立てを工夫する。

(5) 体育祭（運動会）・マラソン大会・水泳大会等の留意事項

ア 共通の留意事項

- (ア) これらの行事は体力の消耗が激しいので、開催時期はテストの前後、学年・学期始め、炎天下や暑熱下、インフルエンザの流行期等を避ける。
- (イ) 疾病や既往症、健康状態を的確に把握し、どのような措置が必要か判断が困難なときは、医師などの専門家や保護者と十分な連絡を取り、適切な対応をする。
- (ウ) 準備運動や整理運動を十分に行う。
- (エ) 実施内容に適した服装や眼鏡・爪・髪等の適切な指導をする。
- (オ) 信号器・雷管紙等の危険物の管理・使用は必ず教職員が行う。
- (カ) 教職員は、児童生徒の動きが確認できるよう、適切な位置につく。

イ 体育祭

- (ア) 運動会（体育祭）の競技種目や演技内容は、地域性や伝統を重視することも意義深い
が、教科との関連、行事の学習効果、安全性、児童生徒の興味・関心等を考慮して決
めることが望ましい。
- (イ) 組み体操、騎馬戦、棒倒し等は、事故の発生が多く、また、重大事故の可能性が高い
ことから、児童生徒の技能や体力の実態と競技内容が適合していることが必要であり、
実施においては、練習から大会当日まで計画的にあらゆる機会を捉えて安全指導を行う。
- (ウ) 組み体操、騎馬戦、棒倒し等は、競技内容、演技内容・ルール、マナーを十分検討し、
基本練習から徐々に難しい演技や動きにつなげていけるよう体系的な指導をする。
- (エ) 絶えず、緊張感と集中力を持たせた中で練習し、事故防止のポイントや危険回避能力
を身に付けていけるよう指導する。

ウ マラソン大会等の校外行事

- (ア) 校外での行事を実施する場合は、最寄り警察署に実施計画を示し、必要に応じて、道
路使用許可等を得るとともに、下見等を入念に行い、危険箇所を点検するなどして、安
全確保について十分に配慮する。
- (イ) 走行距離や時間等の運動負荷については、児童生徒の技能や体力の実態に応じたもの
とし、漸進的な練習を経て大会参加となるよう計画的に指導する。

エ 水泳大会

- (ア) 泳ぐ距離や時間等の運動負荷については、児童生徒の技能や体力の実態に応じたもと
なるよう種目を選定し、併せて漸進的な練習を経て大会に参加できるよう計画的に指導
する。
- (イ) 競技種目は、水泳授業との関連を考慮し決定することが望ましい。また、水泳授業の
開始時に、競技種目を明示することで、児童生徒は、具体的な目標が設定でき、教科の
学習との関連で安全指導がしやすい。
- (ウ) スタートは、教科指導の中で行った範囲に止め、個人の能力に応じた段階的な取扱い
を重視する。



第2章 運動中の熱中症の予防

1 運動中の熱中症予防5ヶ条

熱中症とは、暑熱下で発生する障害の総称で、熱失神、熱けいれん、熱疲労（熱ひはい）、熱射病、などに分けられます。この中でもっとも重いのが熱射病で、死亡事故につながります。かつて熱射病による死亡事故は、軍隊や炭坑、製鉄所などの労働現場で問題になりましたが、これらは活動基準や労働基準が策定されることによって現在ではほとんどなくなり、代わってスポーツによるものが問題になっています。

スポーツによる熱中症事故は、無知と無理解によって健康な人にも生じるものであり、適切な予防処置さえ講ずれば防げるものです。

ひとたび事故が起きると人命が失われるだけでなく、指導者はその責任を問われ、訴訟になる例もあります。また、死亡事故にいたらなくても熱中症になると、その後しばらくスポーツ活動を休まざるを得なくなり、トレーニングの面からもマイナスになります。

そもそも、暑熱下では運動の質が低下する上に消耗が激しく、トレーニング効果もあがりにくくなります。このような意味から、熱中症を予防することは、効果的な練習を進めることにもつながります。

熱中症予防の原則はすでに確立されたものですが、死亡事故が毎年発生しているということは、学校の指導者や生徒にこのような熱中症予防の知識が未だに普及していないためであるといえましょう。また、熱中症を予防するためには、熱中症予防の原則を具体的にどのように体育・スポーツ活動に適用すればいいのかが問題になります。

ここでは熱中症予防の原則を「熱中症予防5ヶ条」として紹介します。

(1) 暑いとき、無理な運動は事故のもと

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなります。また、運動強度が高いほど熱の産生が多くなり、やはり熱中症の危険性も高くなります。暑いときに無理な運動をしても効果はあがりません。環境条件に応じて運動強度を調節し、適宜休息をとり、適切な水分補給を心掛けましょう。（20ページの「熱中症予防運動指針」を参照）

(2) 急な暑さに要注意

熱中症事故は、急に暑くなったときに多く発生しています。夏の初めや合宿の初日、あるいは夏以外でも急に気温が高くなったような場合に熱中症が起りやすくなります。急に暑くなったら、軽い運動にとどめ、暑さになれるまでの数日間は軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やしていくようにしましょう。

(3) 失われる水と塩分を取り戻そう

暑いときには、こまめに水分を補給しましょう。汗からは水分と同時に塩分も失われます。スポーツドリンクなどを利用して、0.1～0.2%程度の塩分も補給するとよいでしょう。水分補給量の目安として、運動による体重減少が2%をこえないように補給します。運動前後に体重をはかることで、失われた水分量を知ることができます。運動の前後に、また毎朝起床時に体重をはかる習慣を身に付け、体調管理に役立てることがすすめられます。

(4) 冷やそう、からだの外から内から

適度な体温の上昇は運動能力を高めますが、暑さの厳しい中での運動では体温が大きく上昇し、運動能力の低下や熱中症を引き起こしてしまいます。身体冷却を用いることで暑さの中でも体温の過度な上昇を抑えることができ、運動能力や認知機能の低下、多量の汗による脱水を防ぐことができます。

熱を逃がしやすくするために軽装にしましょう。また、防具を着けるスポーツでは、休憩時に防具を外して熱を逃がしましょう。

(5) 体調不良は事故のもと

体調が悪いと体温調節能力も低下し、熱中症につながります。疲労、睡眠不足、発熱、かぜ、下痢など、体調の悪いときには無理に運動をしないことです。また、体力の低い人、肥満の人、暑さになれていない人、熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので注意が必要です。学校で起きた熱中症死亡事故の7割は肥満の人に起きており、肥満の人は特に注意しなければなりません。

2 学校管理下の熱中症死亡事故とその傾向

J S Cのデータによると、平成2年度から平成24年度の23年間に全国の学校で80件の熱中症死亡事故があり、体育活動中が74件で、体育活動以外が6件でした。そのうち体育活動中の74件は、体育の授業1件、体育的行事4件、運動部活動69件でした。

また、校種別では、保育所1件、小学生2件、中学生21件、高校生55件、高専1件で、68.8%が高校生でした。高校では運動部活動等が本格化してくるため、事故が多くなると考えられます。

運動部活動中の事故をみると、発生時期は、6月から10月にかけて多く、特に7月から8月の2ヶ月で全体の88%が発生しているが、長距離走などの陸上競技では2月、11月にも発生例があります。

種目別では野球が最も多く、屋外種目ではラグビー、サッカーなど屋外で走ることの多いゴール型、屋内競技の剣道、柔道で多く発生しています。練習内容では、ランニングやダッシュなど「走る運動」で発生している例が最も多く、次に体力強化や競技技術向上のための練習中に多く発生しています。

性別では男子65件、女子4件で圧倒的に男子に多くみられました。「個体の要因」では、性別が男子、また、男女の肥満傾向の者が多くなっています。

学校行事では、マラソン大会2件、球技大会1件、体育祭の練習1件の事故があり、学校管理下の熱中症死亡事故は、ほとんどがスポーツ活動によるものといえます。

体育活動外の事故を見ると、発生件数の6件のうち発生時期は、7月、8月に5件が発生しており、10月に気温が31℃以上の環境下で発生しています。学校学年別では保育所1件、小学校2件、中学校2件、高等学校1件であり、各学校種で発生しています。小学校、中学校では全件が遠足、宿泊学習といった校外の学校行事の際に発生しております。高等学校では、高温環境下で下校中に自転車を約10km運転したことにより発生しています。保育所では、保育中に棚の中で遊んでいた際に発生しています。

付録 労働安全衛生規則の一部を改正について（令和7年6月1日施行）第3 細部事項 1 改正省令関係 (1) 共通事項 イ <https://www.mhlw.go.jp/content/001490909.pdf>

『「暑熱な場所」とは、湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温が31度以上の場所^{※1}をいい、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含む趣旨であること。また、「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、上記の場所において、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれる作業をいうこと。』と示されました。

詳細については、二次元コードを御確認ください。

※1 場所：グラウンド、体育館等 ※2 体育授業、部活動、学校行事等



(参考)

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	▲▲▲	
28	24	31	▲▲▲	嚴重警戒 (激しい運動は中止)
25	21	28	▲▲▲	警 戒 (積極的に休憩)
21	18	24	▲▲▲	注 意 (積極的に水分補給)
			▲▲▲	ほぼ安全 (適宜水分補給)

1) 環境条件の評価にはWBGT(暑さ指数とも言われる)の使用が望ましい。

2) 乾球温度(気温)を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用する。

3) 熱中症の発症のリスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

■ 暑さの指標

熱中症予防の温度指標として、WBGT（Wet-Bulb Globe Temperature）が用いられます。最近では、暑さ指数とも言われています。暑さ寒さに関係する環境因子として気温、湿度、輻射熱、気流の4つがあります。WBGTは湿球温度（湿度）、黒球温度（輻射熱）と乾球温度（気温）の3項目から算出されますが、湿球温度と黒球温度には気流の影響も反映されるので、WBGTは4因子すべてを反映した指標と言えます。

■ WBGTの測定

WBGTは図1に示した乾湿温度計と黒球温度計（直径15センチの銅球）から、乾球温度、湿球温度、黒球温度を測定し、以下の式で算出します。

<屋外で日射のある場合>

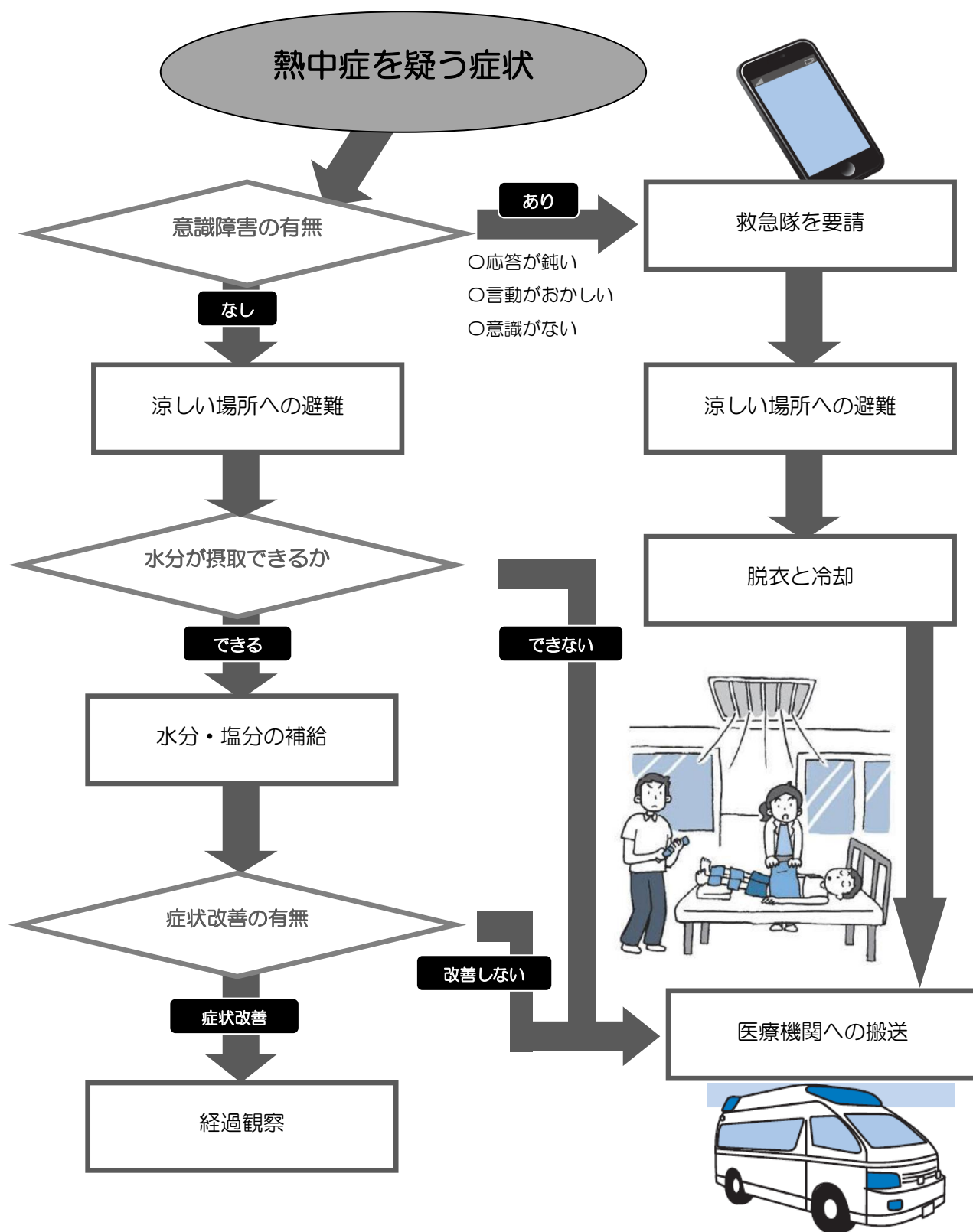
$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

<室内で日射のない場合>

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」：公益財団法人 日本スポーツ協会より

熱中症になってしまったら



※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」：公益財団法人 日本スポーツ協会より

第3章 事故発生時の対応

第1節 応急手当

1 応急手当・救命処置とは

応急手当とは、けがや急病の際に、その場に居合わせた人が行う緊急の手当で、生命を救うことばかりでなく、傷害の悪化を防いだり、苦痛を和らげたりすることにも役立ちます。また、その後続く救急隊員や医師による処置や治療の効果を高めます。

特に重症の場合は、心肺蘇生や除細動などによる生命維持が必要であり、これを一次救命処置（BLS）といい、傷病者の発見からできるかぎり素早く、積極的に取り組むことが求められます。また、一次救命処置のみでは心拍が再開しない傷病者に対して、医療機関が医薬品や医療機器を用いて行うものを二次救命処置（ALS）といいます。

2 一次救命処置の手順

（1）安全を確認する

誰かが突然倒れるところを目撃したり、倒れているところを発見した場合は、まず、周囲の状況が安全かどうかを確認します。車の往来があるなど状況は様々です。それぞれに応じて安全を確保しましょう。自分自身の安全を確保することは傷病者を助けることよりも優先されます。

（2）反応を確認する

安全が確保できたら、傷病者の反応を確認します。傷病者の肩を叩きながら大声で呼びかけた時に、目を開けるなどの応答や目的のある仕草があれば、反応があると判断します。突然の心停止が起こった直後には引きつるような動き（けいれん）が起こることもあります。その場合は呼びかけに反応しているわけではないので、「反応なし」と判断します。

「反応なし」と判断した場合や、その判断に自信が持てない場合は、心停止の可能性を考えて行動します。「誰か来てください！ 人が倒れています！」などと大声で叫んで応援を呼びます。

（3）119番通報をしてAEDを手配する

そばに誰かがいる場合は、その人に119番通報をするよう依頼します。また、近くのAEDを探し、それを持ってくるよう頼みます。できれば「あなた、119番通報をお願いします」「あなた、AEDを持ってきてください」など、具体的に依頼するのがよいです。

（4）呼吸を観察する

心臓が止まると普段通りの呼吸がなくなります。傷病者の呼吸を観察するには、胸と腹部の動き（呼吸をするたびに上がったり下がったりする）を見ます。胸と腹部が動い

ていなければ、呼吸が止まっていると判断します。呼吸が止まっていれば心停止なので、胸骨圧迫を開始します。

突然の心停止直後には「死戦期呼吸」と呼ばれるしゃくりあげるような途切れ途切れの呼吸が見られることも少なくありません。このような呼吸が見られたら心停止と考えて、胸骨圧迫を開始してください。普段通りの呼吸かどうか分からない時も胸骨圧迫を開始します。

呼吸の観察には10秒以上かけないようにします。約10秒かけても判断に迷う場合は、普段どおりの呼吸がない、すなわち心停止とみなします。

反応はないが普段通りの呼吸がある場合には、様子を見ながら応援や救急隊の到着を待ちます。特に呼吸に注意して、呼吸が認められなくなったり、呼吸が普段どおりでなくなった場合には、心停止とみなして、ただちに胸骨圧迫を開始します。

(5) 胸骨圧迫を行う

呼吸の観察で心停止と判断したら、ただちに胸骨圧迫を開始します。

ア 圧迫の部位

胸の中心に「胸骨」と呼ばれる縦長の平らな骨があります。圧迫するのはこの骨の下半分です。この場所を探すには、胸の左右の真ん中で、かつ、上下の真ん中を目安にします。

イ 圧迫の方法

胸骨の下半分に一方の手のひらの基部（手掌基部）を当て、その手の上にもう一方の手を重ねて置きます。重ねた手の指を組むとよいでしょう。圧迫は手のひら全体で行うのではなく、手のひらの基部（手掌基部）だけに力が加わるようにしてください。指や手のひら全体に力が加わって肋骨を圧迫するのは望ましくありません。垂直に体重が加わるよう両肘をまっすぐ伸ばし、圧迫部位（自分の手のひら）の真上に肩がくるような姿勢をとります。

ウ 圧迫の深さとテンポ

傷病者の胸が約5 cm沈み込むように強く、速く圧迫を繰り返します。圧迫の強さが足りないと十分な効果が得られないので、しっかり圧迫することが重要です。強く、速く圧迫し続けるように心がけます。ただし、体が小さいため両手では強すぎる場合は片手で行います。

圧迫のテンポは1分間に100～120回です。肋骨圧迫は可能な限り中断せずに、絶え間なく行います。

エ 圧迫の解除

圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めている間）は、胸が元の高さに戻るように十分に圧迫を解除することが大切です。ただし、圧迫を解除するために自分の手が傷病者の胸か

ら離れると、圧迫位置がずれることがあるので注意します。

オ 救助者の交代

成人の胸が約5 cm沈むような力強い圧迫を繰り返すには体力を要します。疲れてくると気が付かないうちに圧迫が弱くなったり、テンポが遅くなったりするので、常に意識して強く、速く圧迫します。他に手伝える人がいる場合は、1～2分を目安に役割を交代します。交代による中断時間をできるだけ短くすることが大切です。特に人工呼吸を行わず胸骨圧迫だけを行っている場合は、より短い時間で疲れてくるので、頻繁な交代が必要になります。

(6) 胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせ

講習を受けて人工呼吸の技術を身に付けていて、人工呼吸を行う意思がある場合には、胸骨圧迫に人工呼吸を組み合わせます。胸骨圧迫と人工呼吸の回数は30:2とし、この組み合わせを救急隊員と交代するまで繰り返します。

人工呼吸の行い方に自信がない場合や、人工呼吸を行うために傷病者の口に直接接触することにためらいがある場合には、胸骨圧迫だけ続けます。

(7) AEDを使用する

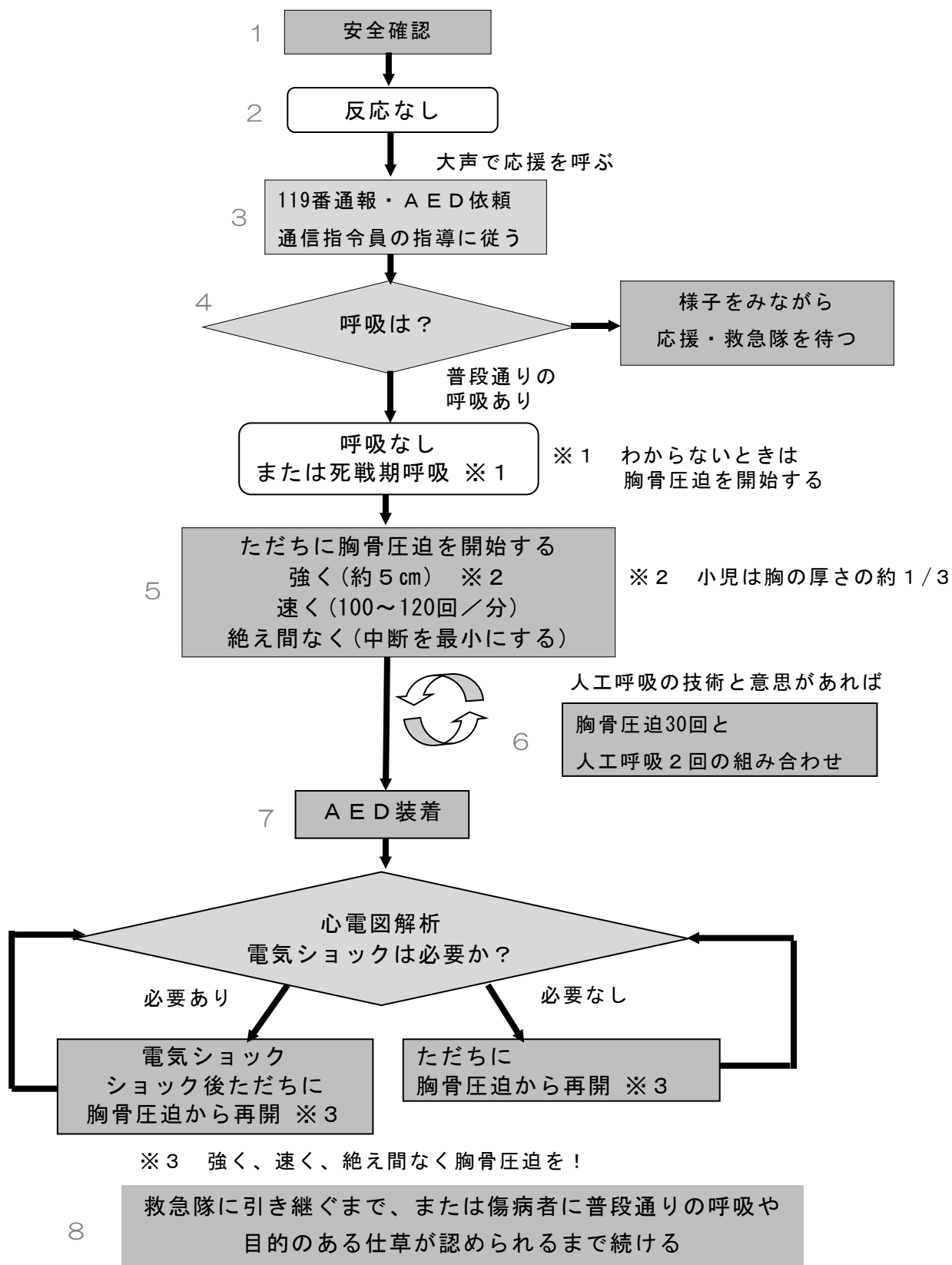
AEDは、音声メッセージとランプで実施すべきことを指示しますので、それに従います。AEDを使用する場合も、AEDによる心電図解析や電気ショックなど、やむを得ない場合を除いて、胸骨圧迫をできるだけ絶え間なく続けることが大切です。

(8) 心肺蘇生を続ける

心肺蘇生は到着した救急隊員と交代するまで続けることが大切です。効果がないように見えても、諦めずに続けます。

傷病者に普段通りの呼吸が戻って呼びかけに反応したり、目的のある仕草が認められた場合は心肺蘇生を一旦中断しますが、判断に迷うときは継続します。心肺蘇生を中断した場合は、反応の有無や呼吸の様子を繰り返し見ながら救急隊の到着を待ちます。呼吸が止まったり、普段通りでない呼吸に変化した場合は、直ちに心肺蘇生を再開します。

市民におけるBLSアルゴリズム(Basic Life Support: 一次救命処置)



※「JRC 蘇生ガイドライン2015 オンライン版」©一般社団法人 日本蘇生協議会より

3 けが等の応急手当

(1) 擦り傷・切り傷

土や砂などで汚れた傷口をそのままにしておくと化膿したり、傷の治りに支障をきたす場合があります。予防接種をしていない場合や接種から年月が経たっている場合は、後で破傷風になる心配もあります。可能であれば、傷口を速やかに水道水など清潔な流水で十分に洗います。深い傷や汚れがひどい傷では、洗浄後は傷口の清潔を保って速やかに医師の診察を受けるようにします。

(2) 出血

けがなどで出血が多い場合は命の危険があり、できるだけ早い止血が望めます。出血部位を見付け、そこにガーゼ、ハンカチ、タオルなどを当てて、その上から直接圧迫して止血を試みます（直接圧迫止血法）。圧迫にもかかわらず、出血がおさまらない場合は、圧迫位置が出血部位から外れていたり、圧迫する力が弱いことなどが考えられます。救急隊が到着するまで出血部位をしっかり押さえ続けるようにします。

止血の際に、救助者が傷病者の血液に触れて感染症にかかる危険はわずかですが、念のために、可能であれば救助者はビニール手袋を着用するか、ビニール袋を手袋の代わりに使用するとよいでしょう。

なお、直接圧迫止血法で出血が止まらない場合にベルトなどで手足の根元を縛る方法もありますが、神経などを痛める危険性があるので、訓練を受けた人以外には推奨できません。

(3) 捻挫、打ち身（打撲）、骨折

捻挫や打ち身（打撲）は、冷却パック・氷水などで冷やします。けがをした部位の冷却は内出血や腫れを軽くします。冷却パックを使用する際には、皮膚との間に薄い布などを挟んで直接当たらないようにします。

けがで手足が変形している場合は骨折が強く疑われます。変形した手足を固定することで、移動する際の痛みを和らげたり、さらなる損傷を防ぐことができます。固定には添え木や三角巾などを使用します。変形した状態を元に戻す必要はありません。

(4) やけど

やけどはすぐに冷やすことにより、悪化を防ぎ、治りを早めます。速やかに水道の流水で痛みが和らぐまで10分以上冷やします。氷や氷水で冷却すると、やけどが悪化することがあります。やけどの範囲が広い場合は、できるだけ早く医師の診察を受けるようにします。またこの場合、冷却し続けると体温が極端に下がることがあるので、過度な冷却は避けます。

水疱（水ぶくれ）は傷口を保護する効果をもっています。水疱ができている場合は、つぶれないようにそっと冷却し、触らないように保護します。

(5) 歯の損傷

歯の損傷に対して保健室でできる処置は少なく、歯の脱臼、口内の裂傷、骨折などは医療機関に受診しての緊急的処置が必要になります。けがの直後、その歯が隣接する別の歯より大きく突き出ていたり、ずれた位置にあったりするときは、歯を押し込み元の位置に戻すことで、その後の回復がよくなり止血にもなります。

歯が脱落する完全脱臼の処置は、脱落した歯の汚染状態、脱落した場所（室内か屋外か）、脱落からの時間、保存液の有無などを調べ、直ちに元の位置に歯を挿入するか、保存液に浸すか判断します。保存液がない場合は生理的食塩水や、牛乳などに浸し早急に受診します。脱落した歯の保存には、処理までの時間が大きく影響します。なお屋外で歯が脱落して砂などの汚れが付着しているときは、簡単に水洗いをしますが、歯根に付着している軟組織まで洗い流さないように注意します。

(6) 目に物が当たった場合

ボールが当たったり何かの拍子で目を強く打った時などは、失明する恐れもあります。目の中が出血したり、目の周りの骨にひびが入っているかもしれません。目に物が当たった場合や目を強く打った場合は次のような手当てをします。

ア すぐに横に寝かせ、水に濡らしたタオルなどで冷やす。

イ 目の周りの腫れがひどかったり、目の中が出血している時は、できるだけ安静にして医師の診察を受ける。

ウ 傷病者を起こして歩かせない。

(7) 脳貧血

脳に行く血液の流れが、一時的に少なくなることから起こります。不安感や恐怖感など、精神的な動揺から起こることもあります。めまいや気が遠くなったり失ったりします。顔色が蒼白になり、冷や汗をかき、皮膚は冷たくなります。このような症状がある場合は、次のような手当てをします。

ア 水平に寝かせ、ひどいときは足を高くする。

イ 気道を確保できる体位で、衣服をゆるめ、毛布などで保温する。

ウ 意識が回復するまでは飲食物を与えないようにする。状態が落ち着き、欲しがれば飲み物を少しずつ与える。

エ 倒れたとき、けがをしなかったかどうか調べる。

オ 回復が遅い場合には、別の病気の心配があるので、医師の診察を受けさせる。

※ めまいが起きそうになったら、すぐに横になります。歩いているときは、靴のひもを結ぶような体位で頭を少し下げていると良くなることがあります。



4 頭頸部外傷の特徴

スポーツにおける頭部外傷は大きく分けて、転倒や衝突による頭部の皮膚などの外傷（頭部挫創）と頭蓋骨の骨折などの骨傷および脳の損傷に分けられます。脳損傷はさらに局所に強く打撃を受け、頭皮、頭蓋骨のみでなく、脳組織まで直接傷害された場合の「局所性脳損傷」と、脳全体がゆすられることにより脳の機能障害などを起こす脳震盪に代表される「びまん性脳損傷」に分けられます。

（1）頭部挫創

頭皮は、すぐ下には頭蓋骨があり軽度な衝突でも体の他の部位に比較して傷が生じやすく、血管に富んでいるため、出血が多くなる傾向にあります。その一方で、出血点が毛髪で確認しにくいため、初期の止血を正確に行いにくく、長時間にわたり出血が続くことがあります。初期治療は傷を十分に洗浄した後、圧迫止血の方法をとります。通常5～10分間の圧迫で止血しますが、それでも止血できないときは、縫合処置を要するので搬送を考えます。

（2）頭蓋骨骨折

頭蓋骨骨折は、これのみで直接運動の障害や生命などには影響しませんが、頭蓋内の出血や脳損傷が発生すれば、生命にかかわります。頭同士、ゴールポスト、硬い地面への衝突、野球の硬球やバットなどによる打撲など骨折を生じ得るような強度の外傷があった場合は、状況をできるだけ正確に把握して、病院へ搬送します。

（3）局所性脳損傷

ア 脳挫傷

直接損傷は固いボールなどの飛来物やバットなどの打撃で起こることが多くあります。打撃部位と反対側の脳が傷つく対側損傷は、転倒して硬い地面や床などに頭部を強打した時に起きやすく、後頭部を打った時に生じる前頭葉や側頭葉の脳挫傷を起こすことなどがあります。同部位の脳機能障害として、意識障害や精神症状が前面に出ることが多くあります。

イ 急性硬膜下血腫

急性硬膜下血腫は、頭部や顔面への打撲によって、頭蓋骨と脳とに大きなずれが生じることで起こります。ボクシングや柔道、ラグビーなどのスポーツ等で頭部が激しく揺さぶられて打撲をすることによって発生することが多いですが、打撲なしでも起こることがあります。

（4）びまん性脳損傷

びまん性脳損傷とは、頭部が全体的にゆすられることにより、脳にひずみが生じ、脳の機能障害をきたします。このうち短時間で回復する軽症が脳震盪ですが、スポーツの現場では重要視する必要があります。

ア 脳震盪

一般的に頭部に打撲を受け、意識消失（気を失う）がある状態としか考えられていないことが多いですが、それは明らかに間違いです。症状としては神経機能障害であり、意識消失はその一項目に過ぎず、多種多様であることを十分理解しておく必要があります。

サッカーやラグビーなどのコンタクトスポーツに多く、疑われたら躊躇なく現場から離脱させ、適切に対応します。

【脳震盪による神経機能障害の例】

- 認知機能障害としての健忘（対戦相手、試合の点数などがわからない）や、興奮、意識消失
- 自覚症状としての頭痛、めまい、吐き気、視力、視野障害、耳鳴り等
- 他覚症状としての意識内容の変化、ふらつき、多弁、集中力の低下、感情変化

イ セカンドインパクトシンドローム（SIS）

軽度な頭部外傷であっても短時間の内に繰り返されると、二度目の外傷後にはるかに重篤になることがあり、セカンドインパクトシンドロームといわれています。急性の脳腫脹を生じ、不良な転帰にいたることが知られており、脳震盪を起こした後に十分に休息をとらないまま競技に復帰し、重篤な事故につながった事例が数多く報告されています。

（5）頸椎・頸髄損傷

頸椎・頸髄損傷は様々なスポーツ等で起こり得るものであります。具体的には、ラグビーや柔道等のいわゆるコンタクトスポーツ、また、体操での鉄棒等からの転落、野球でのヘッドスライディングの際等においても事故事例があります。また、水泳での飛び込みをした際にプールの底に頭を打ってしまったケースなどもあります。

ア 過伸展損傷

頸椎部分で最もよくみられる外傷のタイプであり、コンタクトスポーツで転倒や衝突の際に、頸部が急激に過伸展されて発症することが多く、前額部、顔面、下顎などを直接打撲した場合が最も多くあります。頸部の疼痛と運動制限が主たる症状ですが嘔気、めまいなどを伴う場合もあります。初期には頸椎カラーを装着させ、安静とすることが重要です。

イ 過屈曲損傷

水泳の飛び込み、ラグビーのスクラムなど頭部への垂直方向の外力や後頭部への外力により、頸部が屈曲した場合にみられます。椎体のくさび形の骨折をおこし、外力が強い時には椎体がずれ（脱臼）、脊髄が損傷します。頸部痛のみならず、四肢のしびれや疼痛などの感覚障害、運動麻痺など障害レベルに応じた症状が出現します。現場では頸椎を愛護的に取り扱いながら、無理に動かさず直ちに救急搬送します。

ウ 側屈損傷

肩から上肢にかけて放散する鋭い灼熱痛を呈する外傷性神経根症です。ラグビーのタックルなどで起こることが多く、頸部が側屈され、神経根が損傷されて起こります。一過性あるいは恒久性の神経障害（知覚障害・運動障害）を生じます。症状が一過性といえど、椎間板ヘルニアなどの合併の可能性もあり、競技復帰させる前に病院への受診が望ましいです。

5 頭部外傷、頸部の負傷に対する対応

（1）頭部外傷、頸部の負傷に対する応急手当

ア 傷病者の状態の確認

- 意識はあるか
- 呼吸はあるか
- 脈拍はあるか
- 出血はあるか

イ 応急手当の主な内容（医師以外が行う応急手当）

（ア）頭部打撲

① 頭部打撲に対する気付きと対応

頭部打撲を目撃したとき、あるいは急に体調不良や頭痛等の異変を訴えたら、直ちに活動を止めさせ、症状をチェックします。チェック項目は次のとおりです。

- ・ 意識障害の有無
- ・ 脳振盪症状の有無
- ・ 頭痛、吐き気、気分不良、けいれんの有無

② 頭部打撲や異変発見直後の対応

決してすぐには立たせず、寝かせた状態でチェックします。意識があるか否かが最も大事です。より具体的なチェック項目として、次の確認をします。

- ・ 意識はあるか、目を開けているか
- ・ 話すことはできるか
- ・ 時、場所、人が正確に分かるか
- ・ 打撲前後のことを覚えているか

③ 脳震盪への対応

脳震盪によって起こる意識障害には、呼び掛けても目を開けない、話せない、手足を動かさない状態などの重症のものから、目を開けていても会話ができない、話せても間違いが多い、ぼんやりしている場合などの中等～軽症のものまであります。

意識障害が継続する時は直ちに救急車を要請し、病院に搬送する必要があります。意識障害が軽症な脳震盪と思われるときでも必ず教員等が付き添い、症状の変化を確認する必要があり、脳震盪の症状に改善がみられない、または悪化するような状態であれば、やはり直ちに救急車を要請することが必要です。

意識消失があったが、それが瞬間的ですがすぐに回復した、または上記の脳震盪の症状があったがすぐに回復した場合も、速やかに脳神経外科を受診する必要があります。この際は必ずしも救急車を要請する必要はありませんが、その後、病院で医師の指示を仰ぐことはもちろんですが、異常なしと診断されても、1日から数日間は練習を休み、再開前には、医師の診断を受けます。

頭部の打撲が明らかであれば、その後6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の過程での観察も必要であり、保護者に頭部打撲の事実を連絡して、症状悪化に注意して経過を観察してもらうことを伝えるなど、受傷者と指導者、保護者がともに状態を把握しておく必要があります。

(イ) 頸部の負傷

頸部を損傷したと考えられた時には、まず平らな床に速やかに寝かせた後、状態を観察します。観察する項目は次のとおりです。

- ・意識の状態
- ・運動能力（麻痺、筋力低下）
- ・感覚異常（しびれ、異常感覚）
- ・呼吸の状態

意識状態の確認は呼び掛けに対する反応を見ます。呼び掛けは軽く肩をたたきながら行います。「大丈夫か！」など体を強くゆすつてはいけません。意識がはっきりしない場合は、頭部の外傷を合併しているものとして対応します。

運動能力は、手を握らせる、肘・膝・足関節を曲げ伸ばしさせるなどの動作を行わせて確認します。

また、しびれや異常感覚の有無は本人の手足、体幹を触って確認します。

頸髄が損傷を受けると胸郭の筋肉の麻痺や横隔膜を動かす神経の麻痺により呼吸に支障をきたす場合があるので、息をしていなければ救急車が到着するまで心肺蘇生を行います。

頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請するのが原則です。頸部を動かすことでより重症にしてしまう危険性があるので、救急隊に搬送してもらうのが安全です。

(2) 頭部外傷後の練習休止と復帰の基準

ア 当初からまったく正常な場合

一度ダメージを受けた脳が再度強い衝撃を受けると危険度が極めて高まる（セカンドインパクトシンドローム）ため、当初からまったく正常な場合であっても1日から数日は練習を休止して、安静にし、状態を観察するようにします。練習開始前にも症状（頭痛など）がないことを確認してから、練習への復帰を許可しないようにします。

イ 脳振盪

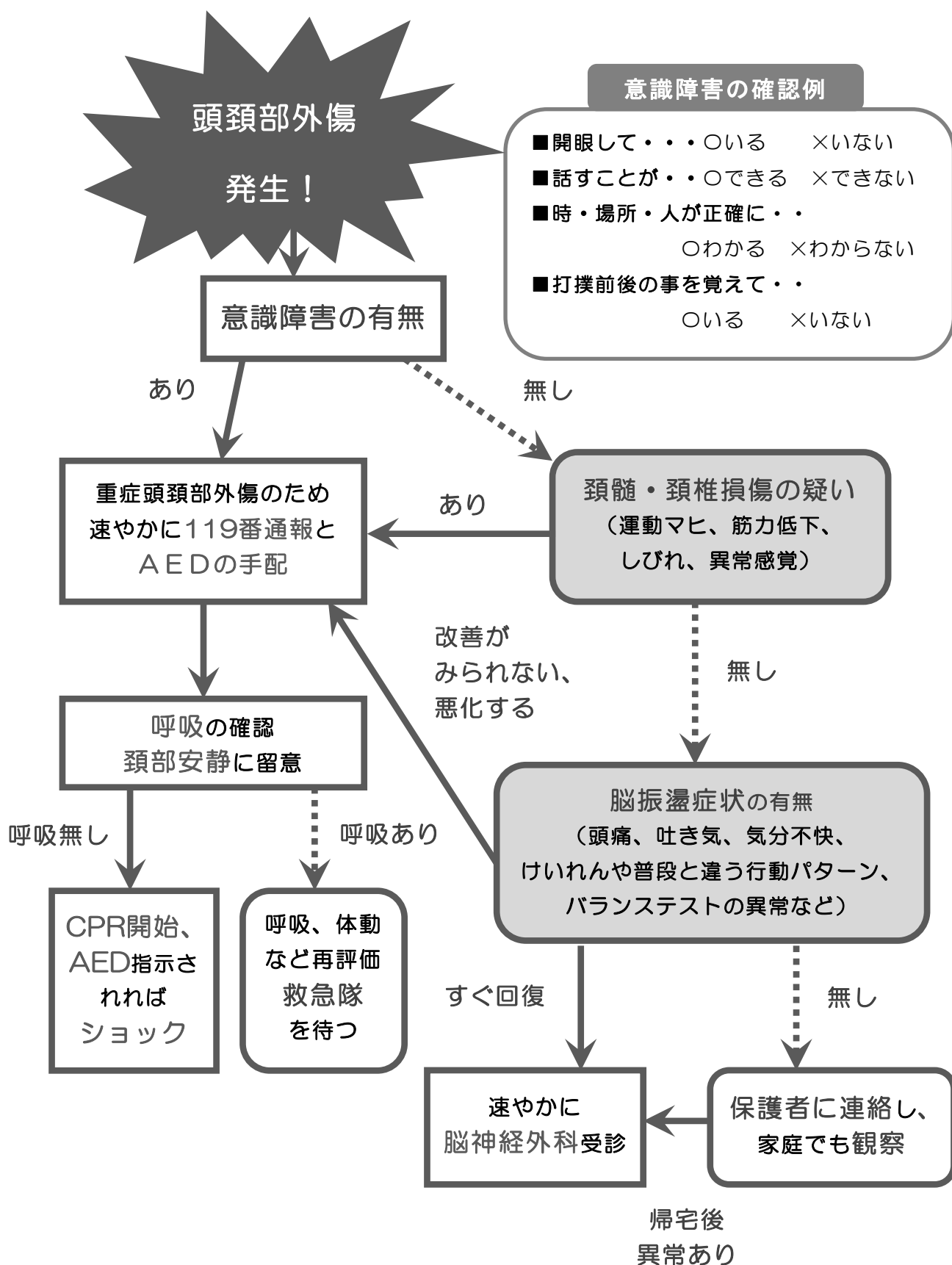
医師の診察で脳振盪と診断された場合には、2日から4週間練習を休止する。異常なしの診断でも、一時的に自覚症状があった場合などは、同様に練習休止期間を2日から4週間とします。練習復帰前には、頭痛や気分不良などが無いことを確認し、再度脳神経外科医の診察を受け、練習再開の許可を得る必要があります。頭痛や疲れ、めまいなどの自覚症状が持続していれば、練習復帰は許可しないようにします。

ウ 頭蓋内の異常

医師の診断と検査で急性硬膜下血腫・脳挫傷などの異常所見が認められた場合は、通常数週間から数か月の入院治療を要します。治療によって回復し、自覚症状もなく、本人や周囲の強い希望があっても、原則的に復帰は許可できません。



頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート



※「体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点」

：独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会より

第2節 学校における組織的対応

1 救急体制の組織化

事故は教育活動のあらゆる場面で発生することがあります。事故の状況により緊急度が高くなるほど一人の力で救急処置を行うことが困難になります。日頃から全教職員の協力体制を図るとともに、その他の関係機関や保護者等の協力により効果的な活動ができることが求められます。

救急体制を組織化するためには、次の3点を考慮する必要があります。

- (1) 事故発生時の緊急連絡網、地域の医療機関名、所在地、電話番号を調べておく。
- (2) 教職員の役割分担を明確にすると同時に、相互の連携がとれるように工夫する。
- (3) 養護教諭が不在の時でも、適切な応急処置が行えるようにする。

2 役割分担

- (1) 主として管理職が対応すること

- ア 必要に応じて校医（医療機関）に連絡し、指示を仰ぐ
- イ 移送方法の判断と指示
- ウ 教職員への指示、連絡、指導（救急車の依頼、児童生徒の指導等）
- エ 総合的な対策、対応の判断と指示（教育委員会への連絡・警察への連絡）
- オ 報道関係、地域住民、保護者への対応
- カ 記録の整理
- キ 事故報告書、その他の書類作成

- (2) 主として養護教諭が対応すること

- ア 児童生徒の状態の観察（本人または周囲の者から事情を聞く、呼吸、脈拍、けがの程度、移動の適否等）
- イ 救急処置の判断と実施
- ウ 校長、担任への連絡（事故発生からの観察、救急処置、受診治療方針、予後等の報告）
- エ 記録の整理
- オ 全教職員に事故発生状況、処置について報告

- (3) 主として担任・校内職員が対応すること

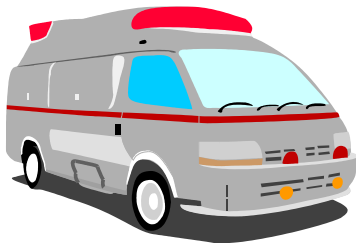
- ア 事故発生の原因、周囲の状況調査
- イ 保護者への連絡
 - ・できるだけ速やかに
 - ・保護者の気持ちになって
 - ・言葉を選んで事実を正しく
 - ・かかりつけの病院、医師の有無を聞く
 - ・保険証持参の依頼

- ウ 救急車等医療機関への移送の手配
- エ 事故発生後の他の児童生徒の管理、指導
- オ 必要に応じて医療機関への付き添い
- カ 必要に応じての家庭訪問
- キ 記録の整理
- ク 事後処置、事後報告書、災害報告書の作成

注意事項

患者を移送する場合

原則として救急車 119



不適切な言葉

◇「たいしたことはありませんが・・・」

親にとってはどんな事故でも重大であり心配で不安なものです。励ましたつもりでも受けた方は軽く見られたという気持ちになってしまいます。

◇「よかった、よかった」（思ったより軽かったという意味で）

思いがけない事故は、家族にとっては、心痛めるできごとです。どのような意味でも「よかった」という言葉は避けるべきです。

救急車要請の目安

- 意識喪失の持続
 - ショック症状の持続
 - けいれんの持続
 - 激痛の持続
 - 多量の出血
 - 骨の変形（開放性骨折を含む）
 - 広範囲のやけど
 - 大きな開放性損傷
 - 事故の状況から重大事故の恐れのあるもの（頭部打撲・頸椎捻挫・内臓破裂等）
- ※目安としての例ですので、事故発生状況、児童生徒の状況から判断してください。

第4章 事故後の対応

第1節 児童生徒及び保護者への対応

学校における運動時の事故では、発生原因及び安全管理や安全指導といった事前の状況、応急手当などの事故発生時における緊急対応が問題とされますが、その後の児童生徒及び保護者への対応が十分でなかったため、不要なトラブルを引き起こすこともあります。

負傷した児童生徒及びその保護者に対しては、次のことに留意して、誠意を持った対応を心掛けます。

1 謝意を伝える

学校は保護者から児童生徒を預かっているものであり、常に児童生徒の安全を確保する義務があります。たとえ、事故防止に関する指導や応急手当など事故発生直後の対応が万全であっても、児童生徒にけがを負わせてしまったことについては、保護者に対して謝意を表す必要があります。

謝意を表したからといって、そのことが事故に対する学校の過失責任を認めたことに直結する訳ではありません。

過去の事件事例でも、学校から謝罪のことがなかったために、保護者が不信感を募らせ、その後の対応に大きな支障となった例があります。

事故発生の状況や負傷の程度に応じて、校長、副校長、教頭、学級担任などが適切に対応するようにします。

2 事故発生状況及び事故後の対応について事実を伝える

保護者にとっては、けがの程度は勿論、「どうしてけがをしたのか」、「学校はどうか対応したのか」といったことを知りたいという思いがあります。また、学校としてもそれらのことを保護者に説明する責任があります。

ここで、重要なのは、事実をありのままに伝えることです。

事故発生後には、応急手当等負傷児童生徒への適切な対応を欠くことはできませんが、同時に事故発生状況を正確に把握することも重要な要素です。周囲にいた児童生徒などから状況を聞き取り、メモを取るなどして記録します。

重大事故において、病院への搬送直後など、事故発生後間もない時点では、事故発生状況の把握が不十分なため、詳細を説明することが困難なことがあります。

この場合には、曖昧な情報に基づいた内容を伝えることは避け、把握している内容のみを正確に伝え、詳細については、確認中であること、不明な部分は早急にまとめ、あらためて説明する旨を伝えます。

3 軽度なけがでも保護者へ連絡

軽度の負傷でも、保護者への連絡を心掛けます。

特に、頭部、顔面、脊椎、腹部などを負傷した場合には、直後には特に心配ないと思われても、時間経過とともに悪化が進み、思いも寄らない状況に陥ることもあります。まれな例ですが、脳膜内や臓器に少量の出血が続き、負傷後半日から1日経過した時点で症状が現れ、緊急手術を受けるといったこともあります。

必ず保護者に事故発生状況を伝えるとともに、自宅での経過観察についても依頼します。

4 児童生徒や保護者の不安を取り除く

特に、長期の入院や通院が必要となる場合は、これに伴う欠席や欠課についての学校の対応、治療にかかる費用への補償、学習の遅れなど、児童生徒や保護者は多くの不安を抱えています。

それらの一つひとつを取り除くために、家庭訪問や病院への見舞いなどの機会に、入院や治療に伴う欠席や欠課が生徒の不利にならないよう、学校として特別な配慮をすること、医療費については、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度などによって支給されることについて早い時期に説明します。

また、学習面の遅れを防ぐための手立てについても説明し、入院中や自宅療養中の指導、登校再開後の補習などによるフォローを丁寧かつ十分に行います。

児童生徒の様子等について、保護者との連絡を頻繁に取ることも忘れてはなりません。



5 事後の経過観察

児童生徒が元気に登校を再開しても、学校として取るべき対応が終わったわけではありません。しばらくの間は、当該児童生徒の学校での生活の様子に気を配り、学級担任だけでなく、多くの教員が連携して、励ましの声かけなどを心掛けます。

6 給付金の手続きは速やかに

児童生徒が負傷した場合、医療費や後遺障害についての給付制度があります。

7 その他

事故の発生状況や負傷の程度によっては、再発防止策についても、保護者に説明する必要が生じます。

第2節 教育委員会への届け出

1 まず電話で一報

頭部、顔面、脊椎、腹部など正中線上の負傷や入院が必要な負傷を伴う事故、また、安全管理や安全指導上問題があると思われる場合は、次の要点に沿って、校長または副校長、教頭は、速やかに当該教育委員会に電話で一報します。

- (1) どのような活動中の事故か
体育授業、部活動、学校行事、その他
- (2) 発生日時
- (3) 負傷児童生徒氏名・学年・年齢
- (4) 発生場所
- (5) 負傷の程度（負傷の名称）
- (6) 発生状況
- (7) 発生後の対応（応急手当など）
時系列に沿って
- (8) 保護者への連絡
いつ、誰が、誰に、どんな内容を
- (9) その後の経過
入院、帰宅、負傷生徒の様子、今後の見通し、今後の学校の対応など

特に緊急を要する場合には

生命に関わるような場合には、内容の把握が不十分であっても、直ちに事故発生の一報を入れ、当該教育委員会と一体となって対応します。

2 事故報告書の提出

事態が一段落した後に、必要に応じて、事故報告書を当該教育委員会に提出します。

報告書提出にあたっては、体育授業の単元計画や指導案、運動部活動の年間指導計画や練習内容、学校行事の要項や実施計画など、事故発生時の活動の内容が分かるもの、また、事故発生時の見取り図等事故発生状況が分かる資料を必要に応じて添付します。

治療が長引くような場合でも、まず、事故報告書を提出し、その後の経過に応じて報告します。

第3節 再発防止に向けた取組

事故の再発を防止するには、事故原因の究明とそれに基づく具体的な事故防止策の確立と実施が必要です。これらの対応は、個人ではなかなか難しい面もありますので、学年や教科、校務分掌などで組織的に進めます。

1 事故原因の究明

運動時に発生する事故の原因には、次のようなものがあります。

(1) 施設の不備

- ・ 屋内施設の床や壁の破損や汚損
- ・ 屋内運動施設の採光、照明、換気
- ・ 固定施設の腐食
- ・ グラウンド面の不整備
- ・ スプリンクラーの蓋等の突起物

(2) 設備や備品の不備

- ・ 器具や用具の腐食、締め具のゆるみ、破損や汚損
- ・ サッカーゴールやハンドボールゴール、防球ネットなどの移動用運動器具の転倒防止の不備
- ・ 不要な器具や用具の放置

(3) 活動内容の不備

- ・ 技能の発達段階への配慮の欠如
- ・ 健康面への配慮の欠如
- ・ 気象環境への配慮の欠如

(4) 安全指導の不徹底

- ・ 危険防止のための具体的指示の欠如
- ・ 運動種目の持つ危険性の認識不足

(5) 児童生徒の行動

- ・ 注意力の不足
- ・ 無謀な行為

事故は、これらのうち単一の原因によって発生することもありますが、多くの場合複数の原因が重なって発生しています。事故の発生状況を正確に把握し、あらゆる観点から検討して、原因の見落としがないか確認します。

2 具体的防止策の検討

究明した事故の発生原因に基づいて、具体的な対応策を作成します。

ここで重要なのは、一見すると避けられないと思われるような原因による事故でも、検討を重ねることで僅かでも発生を防止する手立てを見い出すことに努めることです。

また、事故防止を考える余り、その後の活動を必要以上に消極的なものとしてしまうことは避けなければなりません。

3 周知徹底を図る

運動部活動や学校行事などには、多くの教職員が関わっています。

具体的防止策が作成できたら、顧問会議など関係職員が集まる場を利用して、事例研究などと併せて周知徹底を図ります。

※ 本章の内容を確実に実行するためには、チェックリスト等を作成しておく と 便利 です。
次の例示を参考に、各校で工夫して作成します。

(参考資料)

事故後の対応に関するチェックリスト

[事故の概要] 負傷生徒： 学年 組 氏名

発生日時： 年 月 日 () 時 分 ころ 負傷の程度：

発生状況：

保護者に対して

- ☐ 保護者に謝意を伝えたか
- ☐ 事故発生状況を説明したか
- ☐ 日本スポーツ振興センター災害共済給付金等について説明したか
- ☐ 欠席に関する取扱いについて説明したか
- ☐ 入院期間を確認したか (退院予定日)
- ☐ 病院への見舞いや家庭訪問はしたか

教育委員会に対して

- ☐ 事故報告の一報はしたか
- ☐ 事故報告書は提出したか
- ☐ その他の経過報告はしたか

その他

- ☐ 再発防止策は検討しているか
- ☐ 学習面のフォローはしているか
- ☐ 日本スポーツ振興センター災害共済給付金等への手続きは済ませたか

第5章 給付制度の仕組みと手続き

第1節 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

1 災害共済給付制度について

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「J S C」と記載）と学校・保育所等の設置者（以下「設置者」と記載）との契約により、学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金等の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

医療支払い請求の手続きは、「災害共済給付請求事務ガイドブック」（以下「ガイドブック」と記載）で確認をします。

2 学校管理下の範囲

- （1）学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
→各教科等、特別活動、学校行事、保育中
- （2）学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
- （3）休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- （4）通常の経路及び方法により通学（園）する場合
- （5）その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合
→寄宿舍にあるとき、技能連携授業中

3 卒業式後、入学式前の取扱いについて

- （1）卒業式後、3月31日までの間の卒業校での活動

卒業式前に校長が承認し、予め当該校の教育計画（行事予定表又は部活動の年間指導計画表など）に位置付けて、当該校の部活動等に参加させたものは、学校の管理下と認められます（児童生徒等が任意に登校したものは、学校の管理下とは認められません。）。

ただし、学校において当該校の卒業日が、指導要録上、3月30日以前となっている場合は、当該卒業日までの活動を対象とします。

なお、当年3月31日までの間に4月以降進学予定の上級の学校の部活動に参加した場合は、学校の管理下とは認められません。

- （2）入学式前、4月1日から入学式前日までの間の進学校での活動

新入生の進学先の学校での4月1日から入学式前日までの部活動等の参加については、進学先の学校において入学式前に前記（1）と同様の手続きを経て参加させた場合は、学校の管理下と認められます。

ただし、学校において当該校の入学日が、指導要録上、4月2日以降となっている場合は、当該入学日以降の活動を対象とします。

※ 県立学校においては、平成26年3月12日保体第161号指導部長通知「部活動指導の適正な運営について」により、「入学予定者の入学式前の部活動への個人参加については、健康・安全面での保障が十分でないことから行わないこと」としています。

4 給付金の種類

(1) 医療費について

J S Cが行う医療費給付は、医療保険各法（健康保険、国民健康保険等）に基づく療養に要する費用の額が1つの災害につき500点（5,000円）以上のものについて医療費を支給しています。保険外診療分（紹介状のない大病院の初診時の自費分、差額ベッド代等）・交通費等は給付対象となりません。

医療費の給付金額は、保険診療の医療総額の3割の額（療養に要する費用の算定額）に、保険診療の医療費総額の1割（療養に伴って要する費用）を加算した額となります。

(例)保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）の場合

(A) 療養に要する費用の算定額

$1,000\text{点}(10,000\text{円}) \times 3 / 10 = 3,000\text{円}$ （窓口での支払い額、自己負担分）

(B) 療養に伴って要する費用

$1,000\text{点}(10,000\text{円}) \times 1 / 10 = 1,000\text{円}$ （1割相当額、J S C付加支給分）

(A) + (B) = 4,000円（J S Cからの給付額）

(2) 障害見舞金について

学校管理下での負傷又は疾病が治った後に後遺障害が残った場合は、その程度により、第1級（4,000万円）から第14級（88万円）の見舞金が支給されます。

(3) 死亡見舞金について

学校管理下の災害により死亡した場合及び管理下で発症した疾病が直接の原因となって死亡した場合には、見舞金として3,000万円が支給されます。（運動等の行為と関連なしに発症した突然死、突然死に準ずる場合及び通学（園）中は半額（1,500万円）となります。）

5 給付金の支給期間

(1) 医療費

同一の負傷・疾病に関する支給期間は、初診日から最長10年間です。

(2) 障害見舞金

医療費の支給開始後何年以内に障害になったものが給付対象ということはありません。すなわち、傷病には、療養が長期にわたって必要なものもあり、障害の程度の評価は、原則として、療養の効果が期待し得ない状態となり、症状が固定したときに行うとされていますので、その期間が医療費の支給期間である10年を越える場合があることも予想されるからです。

しかし、医療費の支給期間の10年経過時点でなお療養が必要な場合でも、一般には、この時点で障害見舞金の支給申請があれば、障害見舞金の支給を行うことが可能です。

(3) 死亡見舞金

医療費の場合と同様、その原因である負傷・疾病の医療費の開始後10年以内の死亡である場合に支給されます。

6 手続き

(1) 書類の提出

医療費の支払請求は、設置者（当該教育委員会）が指定する期日までに、医療費支払請求書や災害報告書など所定の書類を設置者に提出します。設置者は、毎月10日まで（必着）に必要な書類を取りまとめて給付金の種類ごとに支払請求書を作成し、J S Cに請求します。

(2) 給付金の支給

J S Cは、給付金の支払い請求があった場合、書類審査によりその給付額を決定します。決定した給付金は、各設置者の銀行口座に振り込まれます。設置者は、給付金が支給された場合は、各学校を通じて速やかに保護者に支払います。

7 給付金の時効

災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。「給付事由が生じた日」及び「時効の起算日」は、給付の種類ごとに定められています。詳細はガイドブックで確認してください。

8 第三者の加害行為による損害賠償

災害共済給付の給付事由と同一の事由について、「当該災害共済給付に係る児童生徒等が、国家賠償法等により損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、災害共済給付を行わないことができる」とされています。

第2節 その他の給付制度

1 一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会見舞金

J S Cの災害共済給付制度における給付額を補うために、P T A・青少年教育団体共済法に基づく共済として、死亡見舞金、障害見舞金、負傷等見舞金、義歯見舞金、供花料の給付を行っているものです。入会の資格は、県立高等学校、特別支援学校（高等部）及び中等教育学校（前期課程・後期課程）の生徒の保護者であることとなっています。

2 神奈川県高等学校体育連盟傷病見舞金

神奈川県高等学校体育連盟が主催もしくは共催する大会・その他学校教育活動としての大会及び校長が認めた部活動中におきた傷病、障害、死亡、入院に対して給付されるものです。給付の対象は、加入手続きをした（年額100円を納入）加盟校の生徒となっています。

第6章 資料編

第1節 事故発生状況

1 県内の事故発生状況

令和3年度から令和5年度までに、独立行政法人日本スポーツ振興センターが取り扱った、神奈川県内の事故をまとめると次のようになります。

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付の給付状況等について

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/toukei/tabid/80/Default.aspx



(1) 学校種別災害発生状況

	小学校			中学校			高等学校		
	加入児童数 (人)	発生件数 (件)	発生率 (%)	加入生徒数 (人)	発生件数 (件)	発生率 (%)	加入生徒数 (人)	発生件数 (件)	発生率 (%)
令和3年度	448,986	12,659	2.82%	227,255	14,331	6.31%	206,971	10,871	5.25%
令和4年度	445,576	12,621	2.83%	226,459	14,243	6.29%	204,454	10,925	5.34%
令和5年度	439,047	11,790	2.69%	225,165	13,621	6.05%	203,645	11,649	5.72%

※ 発生率：日本スポーツ振興センターの加入児童生徒数に対する発生件数の割合

(2) 災害共済給付状況（給付件数）

	小学校			中学校			高等学校		
	医療費	障害見舞金	死亡見舞金	医療費	障害見舞金	死亡見舞金	医療費	障害見舞金	死亡見舞金
令和3年度	22,224	3	2	30,027	6	1	29,561	18	2
令和4年度	21,516	2	0	29,648	10	0	29,240	11	3
令和5年度	20,699	6	0	29,130	3	1	31,162	13	0

※ 医療費は、事故に対して支払われた延べ件数

(3) 運動時における障害見舞金給付事故の活動状況別の発生状況（発生件数）

	小学校			中学校			高等学校		
	教科活動	体育的行事	課外活動	教科活動	体育的行事	部活動	教科活動	体育的行事	部活動
令和3年度	1	0	0	0	0	4	2	0	8
令和4年度	2	0	0	1	1	6	1	0	7
令和5年度	0	2	0	1	2	1	2	1	3
合計	3	2	0	2	3	11	5	1	18

※ (1) から (3) の表の作成については、独立行政法人日本スポーツ振興センターより情報提供いただき作成をしました。

2 県教育委員会に報告された事故

(1) 県立高等学校・中等教育学校における運動時の事故発生状況（過去5年間）

令和2年度から令和6年度までに県立高等学校・中等教育学校から県教育委員会に報告のあった事故は、次のとおりです。

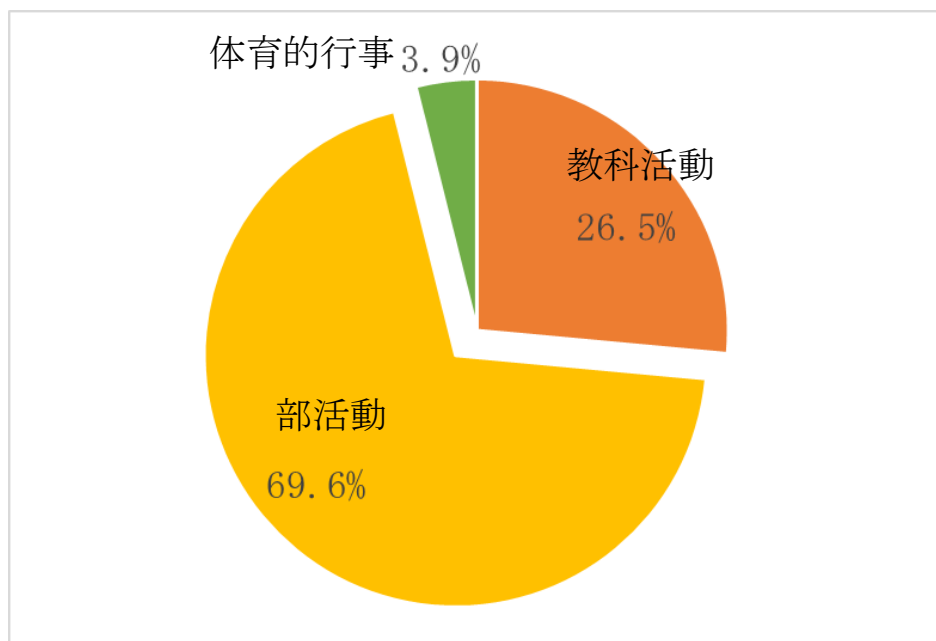
活動状況別では、各年度とも、部活動中に発生した事故がもっとも多く報告されています。種目別では、野球やサッカーで多く発生しています。

野球では、ボールが顔面や頭部に当たる事故が多く、サッカーでは、ヘディング等の競り合いの場面での接触事故が多く発生しています。

運動時における活動状況別・種目別事故件数（令和2年度～令和6年度）

	教科指導						部活動						体育的行事						年度別合計					
	2	3	4	5	6	計	2	3	4	5	6	計	2	3	4	5	6	計	2	3	4	5	6	計
野球	0	0	0	0	0	0	4	7	5	2	7	25	0	0	0	0	0	0	4	7	5	2	7	25
サッカー	1	1	0	0	2	4	6	5	3	10	3	27	0	1	0	0	0	1	7	7	3	10	5	32
陸上競技	0	1	0	0	4	5	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	7
ラグビー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テニス	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3
器械体操	1	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3
ソフトボール	0	1	2	2	2	7	1	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	3	2	2	9
ハンドボール	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
バドミントン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
バスケットボール	0	2	1	1	1	5	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	1	2	2	2	1	8
バレーボール	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
水泳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柔道	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
剣道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
スケート	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山岳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アメリカンフットボール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カヌー	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
その他	0	1	1	1	0	3	0	1	2	0	1	4	2	0	0	0	0	2	2	2	3	1	1	9
合計	2	6	4	4	11	27	14	15	14	15	13	71	2	1	0	1	0	4	18	22	18	20	24	102

活動状況別事故発生割合



(2) 種目別・負傷部位別発生状況（過去3年間）

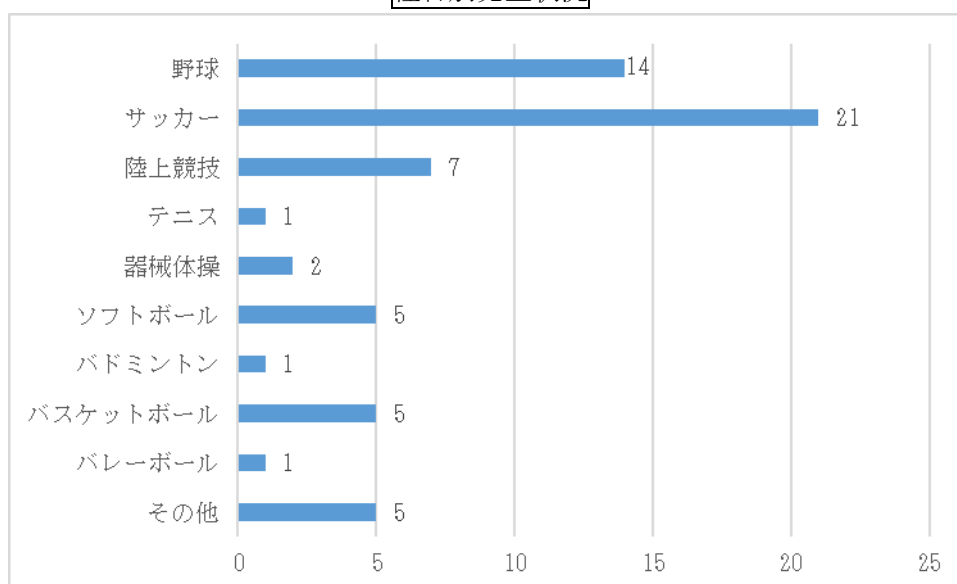
令和4年度から令和6年度までに報告のあった事故を、種目別・負傷部位別に分類すると次のとおりです。

眼球や眼窩底骨折などを含めた顔面の負傷が約44%、頭部の負傷が約15%となっています。

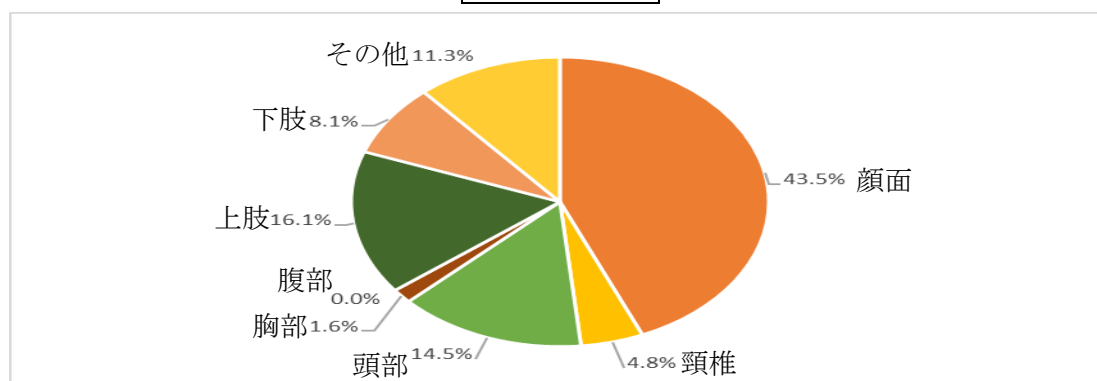
運動時における種目別・負傷部位別事故件数（令和4年度～令和6年度）

	顔面	脊椎	頭部	胸部	腹部	上肢	下肢	その他	合計
野球	10		2			2			14
サッカー	6	1	3			4	3	4	21
陸上競技	2	1	1	1			1	1	7
テニス	1								1
器械体操						2			2
ソフトボール	3		2						5
バドミントン	1								1
バスケットボール	3					1	1		5
バレーボール								1	1
その他	1	1	1			1		1	5
合計	27	3	9	1	0	10	5	7	62

種目別発生状況



部位別発生状況



(3) 具体的事故事例（令和4年度～令和6年度）

過去の事故事例についてその一部を抜粋して掲載しましたので、事故の未然防止策、事故後の対応に関する留意点等についての事例研究の資料として活用してください。

【教科活動中及び体育的活動中の事故】

領 域 等	発 生 経 過	負傷の程度
器械運動	跳び箱運動を行っている際、勢いよく跳躍し跳び箱を跳んで着地した時に、マットの無いところに左手を着き転倒した。	橈骨骨折
陸上競技	ターボジャブを使用し投てきを行っていた際、ペアが試技したターボジャブを拾おうとしたところ、他のペアが試技したターボジャブが顔面に当たり鼻から出血した。	鼻骨打撲 上顎骨剥離
球 技	サッカーのゲーム中に、ドリブルしている生徒を追いかけ後ろからボールを奪おうとしたところ、足を捻り転倒した。	左足首骨折
球 技	球技大会のバスケットボール競技中に、味方選手と激突し、頭部が頬を直撃した。	頬骨陥没骨折

【部活動中の事故】

種 目	発 生 経 過	負傷の程度
野球	バッティング練習中にバットが手から離れてしまい、他の部員の口にバットが直撃した。	歯牙欠損
野球	野球部での活動中、練習の準備をしていた際、進行方向に対し後ろ向きの状態で防球ネットを運んでいたところ転倒し、右手首を着いた際に捻った。	右手根骨骨折
野球	バント練習中に、ピッチングマシンから投球されたボールが、インコース高めに来たためバットを引こうとしたが、引ききれずにバットに当たり、ファールチップとなったボールが、打者の顔面に直撃した。	頬骨骨折
野球	野球の試合中に、外野で守備を行っていたところ、ボールを追いかけていたところフェンスに激突した。	橈骨骨折
サッカー	サッカーの試合中に、相手選手が後ろからチャージしてきた際、転倒し左肩から地面に着いた。	左肩鎖骨骨折
サッカー	サッカーの練習試合中に、相手選手と空中でボールを競り合った後、両者が着地した際に前方にいた相手選手がバランスを取ろうと後ろ足を振り上げたところ、後方で足を開いてバランスを取って立っていた当該選手の股間に相手選手の踵が直撃した。	睾丸破裂
サッカー	ヘディングの練習中に、二人で競り合った際、一人の頭部がもう一人の顔面に直撃し強打した。	鼻骨骨折

第2節 事故防止に関する通知

令和7年3月26日

各県立学校長 様

保健体育課長

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶
について（依頼）

このことについて、令和7年3月24日付けでスポーツ庁政策課企画調整室及び地域スポーツ課より別添写しのとおり事務連絡がありました。

ついては、貴校関係職員へ御周知くださるようお願いいたします。

問合せ先
学校体育指導グループ 萩原、藤田
電 話 (045)210-8312（直通）
電子メール gakutai@pref.kanagawa.lg.jp



事務連絡
令和7年3月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課
国公立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課企画調整室
地域スポーツ課

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの
根絶について

各学校におきましては、日頃より、体育の授業、体育的行事（運動会等）及び運動部活動等の体育活動の実施に当たり、事故防止や事故の際の適切な措置、体罰・ハラスメントの根絶に取り組んでいただいているところですが、事故防止対策等については、今後も引き続き対策に万全を期する必要があります。

については、体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメント根絶のための取組が確実に適切に実施されるよう、各学校において下記事項及び別添の参考資料等を参考に必要な対応をお願いするとともに、学校の体育活動に関わる全ての関係者への確実な周知が行われるよう、お取り計らいをお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知いただくようお願いします。

記

1 用具等の安全確保について

授業等で使用する用具等については、日常的に点検を行い、破損や老朽化等により安全に使用できないおそれのある用具等については使用を控えるなど、適切に対処を行うとともに、用具等の正しい使用方法の徹底を図ることにより、事故の発生を未然に防ぐようお願いします。

また、指導者が自作の用具等を使用する場合は、その作成や使用に当たって安全性を十分に考慮するとともに、使用前に複数の指導者による安全性の点検・確認をお願いします。

2 運動会、体育祭等で実施される組体操について

組体操における安全性の確保については、「組体操等による事故防止について」（平成28年3月25日付け事務連絡）及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）も踏まえた適切な安全対策を確実に講じられない場合には、実施を厳に控えるようお願いします。

また、安全対策については、学校の判断のみに委ねるのではなく、教育委員会等においても安全対策の内容を把握し、その妥当性や確実な実施の可能性について責任をもって確認するとともに、必要に応じて学校への指導助言をお願いします。

3 体罰・ハラスメントの根絶について

体育活動中の体罰・ハラスメントについては、引き続き、根絶に向けた取組の徹底が必要です。特に部活動における体罰・ハラスメントについては、依然として社会的にも問題となっています。「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）等において示しているとおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰・ハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではありません。

各学校においては、全教職員・指導者に対し、体育活動中の体罰・ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と、指導の徹底をお願いします



【本件担当】

スポーツ庁政策課企画調整室学校体育指導係

電 話 03-6734-2674（直通）

電子メール skikaku@mext.go.jp

スポーツ庁地域スポーツ課学校運動部活動係

電 話 03-6734-3953（直通）

電子メール tiikisport@mext.go.jp

【学校等での事故防止対策に関する参考資料】



「スポーツ事故防止ハンドブック」 (令和2年度スポーツ庁委託事業)

令和3年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全学校等に配布(令和3年)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/handbook_A5.pdf



「体育的行事における事故防止事例集」 (平成28年度スポーツ庁委託事業)

平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全小学校・中学校等に配布(平成29年)

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/28jiireisyu.pdf

「学校等での事故防止対策集」

独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

【運動部活動指導の参考資料】

「運動部活動での指導のガイドライン」

平成25年5月 文部科学省 ※ 全中学校・高等学校に配布(平成25年)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

令和4年12月 スポーツ庁・文化庁

https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf

「野球等の移動式バッティングケージの転倒等による事故防止について(通知)」

事務連絡(令和5年5月30日) スポーツ庁地域スポーツ課

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/1419028_00008.htm

「事件・事故情報の共有・注意喚起について(屋外でのサッカー活動中における高校生の落雷事故の発生について)」

事務連絡(令和6年4月5日) 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・

安全課、スポーツ庁地域スポーツ課

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/hakusho/nc/jsa_00038.html

事 務 連 絡
令和元年 7 月 10 日

各県立学校 御中

保健体育課長

学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

このことについて、令和元年 7 月 5 日付けでスポーツ庁政策課学校体育室より別添写しのとおり事務連絡がありました。

ついては、学校における体育活動中の事故防止及び事故の際の対応に関して、適切な措置を講ずるよう、職員に周知徹底をお願いします。

【スポーツ庁事務連絡趣旨】

- 1 体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等、全ての学校体育活動においては、事故防止に万全を期する必要があること。
- 2 体罰だけでなく、あらゆる暴力行為はいかなる場合でも許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要であること。
- 3 事故の再発防止のため、各学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて事故防止に関する参考資料を活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずること。

※ 参考資料として、平成27年 6 月 8 日付け及び平成28年 3 月 25 日付け事務連絡（写し）も併せて御確認ください。

（ 問合せ先
学校体育指導グループ 亀谷、小松
電 話 （045）210-8312（直通）
ファクシミリ （045）210-8939（共用）

事 務 連 絡
令和元年7月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御 中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成27年6月8日付け事務連絡）等を踏まえた、事故防止や事故の際の適切な措置の実施等、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生しております。

もとより、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、殴る・蹴る等といった行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

各教育委員会等の学校の設置者においては、上記の事務連絡に添付している参考資料等も活用しながら、児童生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの防止に関する取組を再度確認し、その充実を図るとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応願います。

特に、今後、運動会、体育祭等が予定される時期である中、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspxも参考にしながら、児童生徒の健康を第一にした体育的行事の実施をお願いします。

同事例集においては、「直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべき」であること、「補助者の手の届く高さで実施すべき」であること、「俵積み平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等を掲げております。

さらには、「実施にあたってのフローチャート」を作成し、専門的な知見の有る指導者や練習時間等を考慮の上、組体操の実施の適否を検討すること、検討の上、実施する判断に至った場合においても、高い危険な技は避けること等を示しております。これらも参考に各学校において検討し、組体操が安全な状態で実施できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いします。

また、近年、気候変動等により暑熱環境が悪化している中、体育活動中における熱中症事故の防止についても、より一層留意した取組が必要になっております。独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成31年3月)、「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成31年3月) https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.asp 等を参考にしながら、適切な取組が行われるようにしてください。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようよろしくお取り計らい願います。

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室指導係

電話 03-5253-4111 (内線2674)

【組体操を含む体育的行事における事故防止に関する参考資料】



「体育的行事における事故防止事例集」

(平成28年度スポーツ庁委託事業)

平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全小学校・中学校等に配布(平成29年)

https://www.jpnspport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx

【熱中症の事故防止に関する参考資料】



パンフレット

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」

(平成30年度スポーツ庁委託事業)

平成31年3月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 各教育委員会等に配布(平成31年)



DVD



「学校屋外プールにおける熱中症対策」

(平成30年度スポーツ庁委託事業)

平成31年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全小学校・中学校等に配布(平成31年)

https://www.jpnspport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx

【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】



「スポーツ事故防止ハンドブック」

（平成26年度文部科学省委託事業）

平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全学校等に配布（平成27年～28年）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1746/Default.aspx



【重大事故の情報提供】

「学校安全ナビ」

独立行政法人日本スポーツ振興センター

年3回（3月・6月・9月）と9月には特別号も発行

※ 全学校等に配布

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>

【運動部活動指導の参考資料】

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成30年3月 スポーツ庁 ※ 全中学校・高等学校に配布（平成30年）

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm

「競技別運動部活動用指導手引」

スポーツ庁ホームページに掲載 ※ 随時更新予定

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm

令和元年度（7月まで）に発生した学校体育活動中の死亡事故

発生月	校 種	活動内容	事故の状況
4	中学校	部活動 (ソフトテニス)	チームメイトとランニングをしていたが、遅れ始め、途中でうずくまった。はじめは呼びかけに応じていたが、けいれんとともに意識が遠のいた。 救急車到着までの間、AEDを装着するとともに胸骨圧迫を継続して行った。その後病院に救急搬送されたが、3時間後、死亡が確認された。



別紙2

事務連絡
平成27年 6月 8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官（体育・青少年スポーツ担当）付

学校における体育活動中の事故防止等について

標記については、学校における体育活動中の事故防止に係る平成23年8月12日付け事務連絡等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について、適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところでありますが、依然として、学校における体育活動中の事故が続いて発生している状況にあります。

もとより、体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等の体育活動にかかわる事故防止に万全を期することが必要であります。

については、事故の再発防止のため、各教育委員会等において柔道をはじめとした学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、別添の事故防止に関する参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な対応がなされるよう効果的な御指導をお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれては関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、この趣旨の周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官（体育・青少年スポーツ担当）付
スポーツ安全係
電話 03-5253-4111（代表）内線 3777

学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

事故防止に関する参考資料

- 学校における体育活動中の事故防止について（報告書）〔平成24年7月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm
- 学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔平成26年3月〕
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- 柔道の授業の安全な実施に向けて〔平成24年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm
- 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（運動部活動での指導のガイドライン）〔平成25年5月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- プールの安全標準指針（平成19年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm
- 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成22年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- 学校施設における事故防止の留意点について〔平成21年3月〕
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- 「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（独）日本スポーツ振興センター
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
- 「学校災害事故防止に関する調査研究」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx
- 「学校の管理下における事故の統計情報や事例」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/1624/Default.aspx
- 「教材カード」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

事故防止に関する通知

【学校体育全般】

- 学校の体育活動中の事故防止について〔平成23年8月12日〕
 学校における体育活動中の事故防止等について〔平成20年4月23日〕

【武道関連】

- 武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成27年5月8日〕
 新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成24年3月9日〕
 学校等の柔道における安全指導について〔平成22年7月14日〕

【熱中症・落雷関連】

- 熱中症事故等の防止について〔毎年5月頃〕
 落雷事故の防止について〔平成26年8月6日〕
 熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成25年9月1日〕

【水泳プール関連】

- 水泳等の事故防止について〔毎年5月頃〕
 学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成26年7月7日〕
 水泳プールの安全管理について〔平成25年8月9日〕
 プール監視業務を外部委託する場合の留意点について〔平成24年7月25日〕

【運動部活動関連】

- 運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成25年6月3日〕

【脳損傷関連】

- スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について〔平成25年12月20日〕
 学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成24年9月5日〕

【設備・施設関連】

- 学校に設置している遊具の安全確保について〔平成26年8月19日〕
 サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成25年9月4日〕
 体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成25年8月26日〕
 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について〔平成21年5月29日〕

【その他体育活動関連】

- 連休登山の事故防止について〔毎年3月頃〕
 冬山登山の事故防止について〔毎年11月頃〕
 女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成26年4月23日〕
 いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針等について〔平成24年9月5日〕



別紙3

事務連絡

平成28年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁 政策課 学校体育室

組体操等による事故の防止について

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条）。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれては、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところでありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであり、実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置を講じていただきますようお願いします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであり、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いします。その際、別添1の参考資料も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、この趣旨の周知を図るとともに、指導・助言をお願いいたします。

記

1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。
3. 各学校においては、タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせる事。
4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。
5. 各教育委員会等においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、現場で指導する教員に周知徹底すること。

【本件担当】

スポーツ庁 政策課 学校体育室 次世代育成係
電話 03-5253-4111（代表） 内線3777

組体操による事故の状況

(独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータより)

1. 組体操による事故

- 医療費等の支給件数：平成23～26年度の間に、年間8,000件を上回る
(運動中の事故に占める割合：1.5% (平成26年度))
- 事故事例が確認できた支給実績 (昭和44年度以降の総支給件数)
 - ・死亡見舞金：9件 (組体操時の突然死2件を含む。)
 - ・障害見舞金：92件
- 学校種別では、小学校が占める割合が高い (平成26年度)
 - ・小学校が約6,300件で、組体操全体の73%を占める
 - ・医療費の支給件数を運動種目別に見ると、小学校では、組体操は4番目に多い
(組体操は、跳箱運動、バスケットボール、サッカー・フットサルに次いで多い)
- 組体操により負傷の部位別に見ると、足・足指部、頭部、手関節、腰部、頸部が多い (平成26年度)

2. 組体操の技別の状況 (※平成26年度のデータから、組体操の技別が明らかになったものについて集計)

- 医療費の支給件数
タワー (1,241件)、倒立 (1,167件)、ピラミッド (1,133件)、肩車 (640件)、サボテン (487件)
- 死亡見舞金支給事例 (昭和44年度以降)
 - ・確認できた事例9件のうち、
一練習時の突然死 (2件) 以外の7件中、3件がタワー
一約1mの高さからの転落により死亡した事例が2件 (タワー、肩車)
- 障害見舞金支給事例 (昭和44年度以降)
 - ・確認できた事例92件のうち、
タワー29件、ピラミッド14件、肩車11件、倒立6件、サボテン5件 等
- 負傷部位：
 - ・「頭部+頸部」の割合
肩車 (27.8%)、タワー (25.6%)、倒立 (13.2%)、ピラミッド (10.9%)、サボテン (8.6%)
(学校における運動中の事故の平均：5.5%)
- タワー・ピラミッドで負傷した児童生徒がいた段 (上中下段何れの段でも事故が発生)
 - ・タワー：最下段16%、中段46%、最上段38%
 - ・ピラミッド：最下段44%、中段35%、最上段21%

(注)「最下段」及び「最上段」以外の段は「中段」として集計。

学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

事故防止に関する参考資料

- 学校における体育活動中の事故防止について（報告書）〔平成24年7月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm
- 学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔平成26年3月〕
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFhsX>
- 柔道の授業の安全な実施に向けて〔平成24年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm
- 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（運動部活動での指導のガイドライン）〔平成25年5月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- プールの安全標準指針（平成19年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm
- 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成22年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- 学校施設における事故防止の留意点について〔平成21年3月〕
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- 「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（独）日本スポーツ振興センター
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
- 「学校災害事故防止に関する調査研究」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx
- 「学校の管理下における事故の統計情報や事例」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/1624/Default.aspx
- 「教材カード」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

事故防止に関する通知

【学校体育全般】

- 学校の体育活動中の事故防止について〔平成23年8月12日〕
 学校における体育活動中の事故防止等について〔平成20年4月23日〕
 学校における体育活動中の事故防止等について〔平成27年6月8日〕

【武道関連】

- 武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成27年5月8日〕
 新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成24年3月9日〕
 学校等の柔道における安全指導について〔平成22年7月14日〕

【熱中症・落雷関連】

- 熱中症事故等の防止について〔毎年5月頃〕
 落雷事故の防止について〔平成26年8月6日〕
 熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成25年9月1日〕

【水泳プール関連】

- 水泳等の事故防止について〔毎年5月頃〕
 学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成26年7月7日〕
 水泳プールの安全管理について〔平成25年8月9日〕
 プール監視業務を外部委託する場合の留意点について〔平成24年7月25日〕

【運動部活動関連】

- 運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成25年6月3日〕

【脳損傷関連】

- スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について〔平成25年12月20日〕
 学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成24年9月5日〕

【設備・施設関連】

- 学校に設置している遊具の安全確保について〔平成26年8月19日〕
 サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成25年9月4日〕
 体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成25年8月26日〕
 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について〔平成21年5月29日〕

【その他体育活動関連】

- 連休登山の事故防止について〔毎年3月頃〕
 冬山登山の事故防止について〔毎年11月頃〕
 女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成26年4月23日〕
 いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針等について〔平成24年9月5日〕
 体育活動中における紫外線対策について〔平成27年8月28日〕

学校体育実技指導資料等について

文部科学省では、学校における体育活動の円滑かつ安全な実施に資するよう、下記の手引、映像資料等を作成。

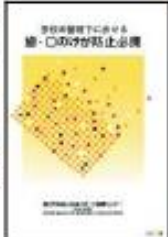
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/index.htm

○柔道指導の手引(三訂版)(平成25年3月) ＜全中学校・高等学校に配布＞  【概要】 学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後の柔道の安全かつ円滑な実施のため、安全指導の配慮についてはもとより、より柔道の指導が充実できるような具体的な指導方法等を示すものとして改訂。	○表現運動系及びダンス指導の手引(平成25年3月) ＜小学校・中学校・高等学校向け＞  【概要】 発達段階に応じたダンスの授業に資するよう、学習指導要領の改訂の具体的な内容や各学年の指導内容を詳しく解説。実践編においては、実際の授業づくりに活用できるよう、指導と評価の工夫として単元計画や一単位時間の授業例を例示。
○水泳指導の手引(三訂版)(平成26年3月) ＜全小学校・中学校・高等学校に配布＞  【概要】 小・中・高等学校の学習指導要領の体育、保健体育の「水泳系及び水泳」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう全面改訂。	○器械運動指導の手引(平成27年3月) ＜全小学校・中学校・高等学校に配布＞  【概要】 小・中・高等学校の学習指導要領の体育、保健体育の「器械運動系」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう作成。また、付録として授業例の実践映像資料(DVD)を収録。
○運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月) ＜全中学校・高等学校に配布＞  【概要】 各学校の運動部活動において適切な指導が展開され、各活動が充実したものとなるよう、指導において望まれる基本的な考え方、留意点等(7事項)を掲載。	○学校における体育活動中の事故防止について(報告書)(平成24年7月)＜文科省HPで公開＞  【概要】 スポーツ振興センターの災害共済給付の実績をもとに傾向を把握し、その中でも、死亡事故等の重大事故事例等を主として分析し、体育の授業及び運動部活動を中心として、学校における基本的な安全対策について作成。
○小学校体育(運動領域)デジタル教材(平成26年3月) ＜全小学校に配布＞  【概要】 平成23年度から全面実施された体育の学習指導要領の内容を見ながに意欲的に学べるように低学年・中学年・高学年それぞれの六つの領域の内容について映像で作成。	○柔道指導のための映像参考資料(平成26年3月) ＜全中学校・高等学校に配布＞  【概要】 中学校・高等学校等の体育の授業における柔道指導の安全かつ効果的な実施のため、平成25年3月に作成した「柔道指導の手引(三訂版)」の掲載内容を映像資料として作成。
○リズム系ダンス指導のための映像参考資料(平成26年3月) ＜全小学校・中学校・高等学校に配布＞  【概要】 「表現運動系及びダンス指導の手引」に掲載する事柄のうち、全国の状況等を踏まえて、小・中・高等学校でのリズム系ダンスの指導にかかるものを映像資料として作成。	○学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(平成26年3月)＜全小・中・高等学校に配布＞  【概要】 「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」の内容を中心に、体育活動中の事故を防止するために留意すべき事項等を映像資料として作成。

【平成24年度以前に作成】

- 多様な動きをつくる運動(遊び)パンフレット(平成21年3月)
- 学校体育実技指導資料第8集「ゲーム及びボール運動」(DVD付き)(平成22年3月)
- 新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて(平成22年3月)
- 教師用指導資料「小学校体育(運動領域)まるわかりハンドブック」(低・中・高学年用)(平成24年5月)
- 学校体育実技指導資料第7集「体づくり運動(改訂版)」(平成24年7月)

(独) 日本スポーツ振興センターにおいて作成した
学校における事故防止に関する参考資料

情報誌「学校安全ナビ」  学校災害防止のための有効な情報・調査・研究成果などを学校関係者を中心にわかりやすく年に4回発信	「学校安全・災害共済給付ガイド」  学校安全部の業務全般を紹介	「学校の管理下の災害」  学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点と負傷・疾病の基本統計
「熱中症を予防しよう」  熱中症対応フローをはじめ熱中症予防の原則等を見直し、「熱中症予防のための啓発資料」をリニューアル	「体育活動における熱中症予防」  熱中症の事故事例を基に予防と応急手当の方法、発生状況や傾向など、予防に必要な事柄と指導のポイントなどを掲載	「学校の管理下における歯・口のけが防止必携」  子どもたちの歯・口のけがから守るための知識を深めていただくために、学校生活の管理と指導に役立つ情報を掲載
「学校における突然死予防必携」  医学的根拠と実際の事例を基に、学校における健康管理及び指導の在り方等を具体的に示した、突然死の予防を図るための必携書	「体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点」  「頭頸部外傷に係る災害実地調査」及び「調査結果を踏まえた安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載	「学校における固定遊具による事故防止対策」  「学校等における固定遊具の事故防止対策の実状調査」及び「安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載
「課外活動における事故防止対策」  「体育的部活動における負傷・疾病の実態分析、実状調査」及び「体育的部活動のけが防止プログラム」を掲載	「学校における水泳事故防止必携」  学校における水泳指導や水辺活動に関わる学校関係者のための事故防止書	「学校でのスポーツ事故を防ぐために」(報告書)  全国的な事故事例・事故防止に関する最新の知見等についてのセミナーの内容を掲載
「スポーツ事故防止ハンドブック」  その時どうする？ ・突然死 ・頭頸部外傷 ・熱中症 ・歯の外傷 ・眼の外傷	「スポーツ事故防止Q&A解説集」  ・スポーツ事故の状況 ・突然死 ・緊急時の体制づくり ・応急手当 ・心肺蘇生 ・熱中症 など	「その時あなたは」(DVD)」  ①運命の5分間その時あなたは -突然死を防ぐために- ②体育活動による頭部・頸部の外傷 -発生時の対応-

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/467/Default.aspx>

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>

「体育的行事における事故事例防止事例集」抜粋

〔トピックス1〕組体操における事故防止の留意点 より

Ⅱ 事故事例を踏まえた事故防止の留意点

(2) 運動会・体育祭で実施する組体操は高さを求めない

普段から組体操のトレーニングを積んだ集団であれば話は別だが、運動会・体育祭で行う組体操のように、直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべきである。安全を重視した組立体操は補助者の手の届く高さで実施するべきであり（図2、3）、特に小学校において3段以上のタワーを実施することは避けた方がよい。では高さを求めず横に広げる方法にシフトチェンジしてはどうだろうか。図4、5のように意外と迫力のある組立技となり、また人数が多くなればなるほど全体でタイミングを合わせることが難しく、完成させることが難しくなる。高さを追求しなくても、十分に達成感を感じることができるはずである。



図4 横に広げる組立技の例①



図5 横に広げる組立技の例②

Ⅳ 主な種目についての指導方法

(1) タワーについて

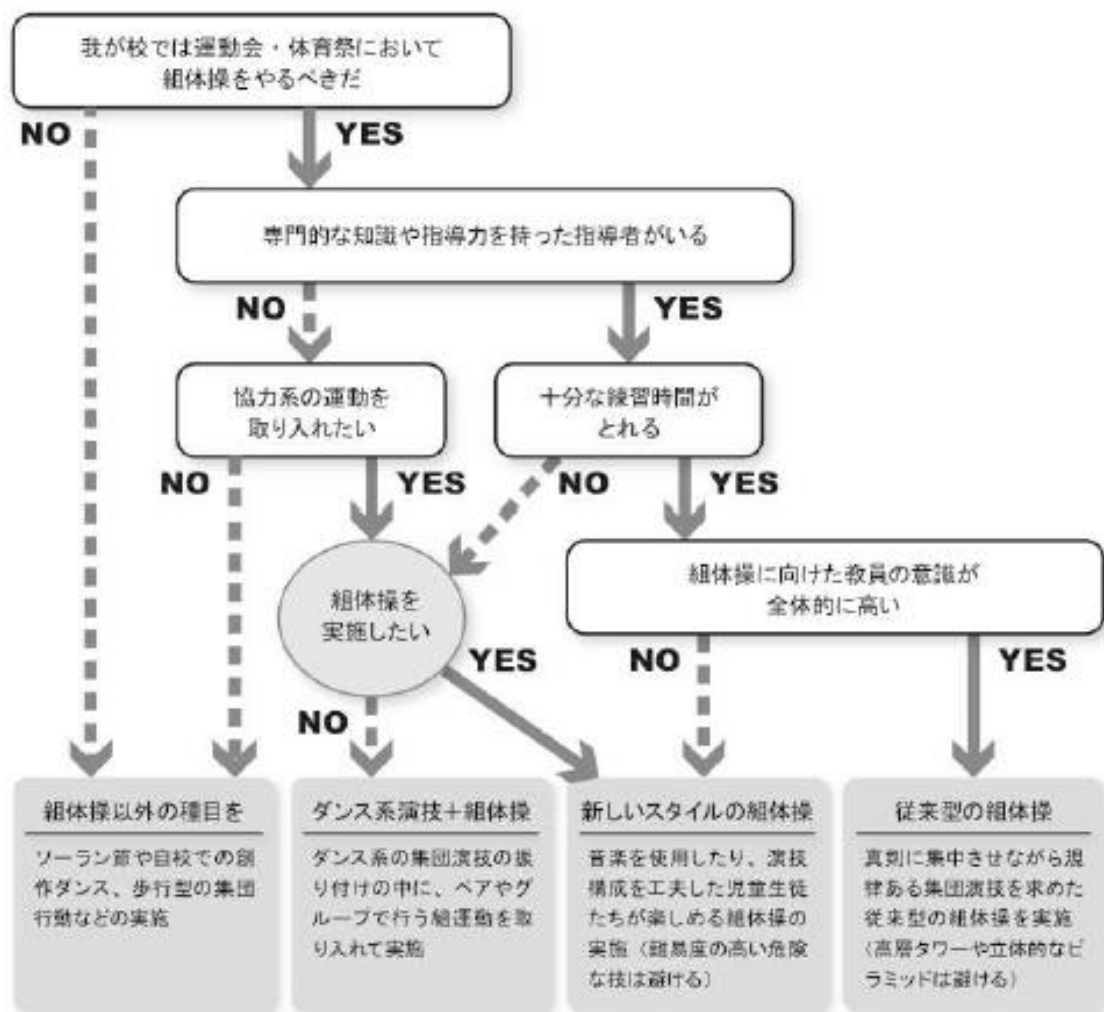
上段まで手が届かず確実な補助の出来ない3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべきである。中学生以上において、十分な練習時間が確保出来ることや、上段・中段・下段と体格の揃ったメンバーがいるなど条件が整えばチャレンジすることは出来るが、組立時の姿勢や腕の組み方などしっかりと指導方法を取らなければ危険である。

(3) ピラミッドについて

近年、立体的な巨大なピラミッドが運動会・体育祭で実施されるようになったが、これは安全面から考えると避けるべきである。組み立てるのに時間がかかり、下段の土台を担当している者に長い間相当な負担がかかること。高層ピラミッドになると、上段の者らが転落した時に補助に入れないこと。万一崩れた際に中央部にいる者たちには補助の手が届かない。崩れた際に中央部の者たちには逃げ場がなく下敷きになること。などが理由である。

依積みみの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える。練習としては、まずは2段から始め、確実な3段ピラミッドを作ることが必須となる。

Ⅲ 実施にあたってのフローチャート



事 務 連 絡
平成31年4月19日

各県立学校 御中

保健体育課

学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について

このことについて、平成31年4月15日付けで、スポーツ庁政策課学校体育室から別添写しのとおり事務連絡がありました。

ついては、学校における体育活動中の事故防止及び事故の際の対応に関して、適切な措置を講ずるよう、職員に周知徹底をお願いします。

【スポーツ庁事務連絡趣旨】

- 1 体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等、全ての学校体育活動においては、事故防止に万全を期する必要があること。
- 2 体罰だけでなく、あらゆる暴力行為はいかなる場合でも許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要であること。
- 3 事故の再発防止のため、各学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて事故防止に関する参考資料を活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずること。

※ 参考資料として、平成27年6月8日付け及び平成28年3月25日付け事務連絡(写し)も併せて御確認ください。

問合せ先
学校体育指導グループ 織田、小松
電 話 (045)210-8315 (直通)

事務連絡
平成31年4月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成27年6月8日付け事務連絡）等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところでありますが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生している状況にあります。

もとより、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、体罰だけでなく、あらゆる暴力行為はいかなる場合でも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

ついては、事故の再発防止のため、各教育委員会等において学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、上記の「学校における体育活動中の事故防止等について」に添付されている参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応をお願いします。

また、春から夏にかけて実施される運動会、体育祭等における事故防止のため、児童・生徒の安全確保に向けた取組の徹底をお願いします。その際、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡等を踏まえ、独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月）も参考にしながら、確実に安全な状態で実施できることを確認するとともに、できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようお取り計らい願います。

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室指導係
電話 03-5253-4111（内線2674）

【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】

- 「スポーツ事故防止ハンドブック」(平成26年度文部科学省委託事業)



平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※全学校に配布（平成27年～28年）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/handbook.pdf

【組体操を含む体育的行事の参考資料】

- 「体育的行事における事故防止事例集」(平成28年度スポーツ庁委託事業)



平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※全小学校・中学校に配布（平成29年）

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx

【重大事故の情報提供】

- 「学校安全ナビ 平成30年特別号」



平成30年9月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※全学校に配布（平成30年）

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>

【運動部活動指導の参考資料】

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成30年3月 スポーツ庁

※全中学校、全高等学校に配布（平成30年）

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf

平成30年度に発生した学校体育活動中の死亡事故（6件）

発生月	校 種	活動内容	事故の状況
5	高等学校	体育授業 (球技)	開始30分後、当該生徒が座って休憩を取っていたが、突然仰向けに倒れた。目を開いて呼吸をしていたが、意識がなく、名前を呼んでも応じない状況であった。 AEDを使用するとともに、胸骨圧迫及び人工呼吸を継続して行った。その後病院に救急搬送されたが、3日後、死亡が確認された。
7	高等学校	部活動 (サイクリング)	長距離走行の練習のため公道を走行していたが、当該生徒がカーブで強くブレーキをかけたことにより転倒し、対向車線を走行していた大型バスに衝突した。 直ちに警察・救急に通報したが、到着した救急隊員により死亡が確認された。
8	高等学校	部活動 (ラグビー)	合宿中、練習でタックルを受ける役目をしていたが、その最中に突然意識を失い、倒れた。呼吸はしていたが、意識がなく、声をかけても反応がない状況であった。 直ちに救急に通報し搬送されたが、意識は戻らず、18日後、死亡が確認された。
10	小学校	体育授業 (走・跳の運動)	折り返し障害リレーを実施中、当該児童が次の走者にタッチした後、待機場所まで歩き、静かに倒れた。 担架で保健室に搬送後、AEDを使用するとともに、胸骨圧迫及び人工呼吸を行った。その後、病院に救急搬送されたが、2時間後、死亡が確認された。
11	小学校	体育授業 (体づくり運動)	準備運動後、かけ足で校庭を周回している途中で当該児童が倒れた。意識がなく焦点が合わない状況であった。 AEDを使用するとともに、胸骨圧迫及び人工呼吸を継続して行った。その後病院に救急搬送されたが、翌日、死亡が確認された。
11	高等学校	部活動 (野球)	頸部へのデッドボールで倒れた。 AEDを使用するとともに、気道確保及び胸骨圧迫を行った。その後、病院に救急搬送されたが、翌日、死亡が確認された。

(注)「学校事故対応に関する指針」に基づき報告されたもの。

平成30年7月23日

県立学校長 殿

教 育 監

部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）

このことについて、平成30年7月20日付け30ス庁第262号で、スポーツ庁次長から別添写しのとおり依頼がありました。

ついては、部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、児童・生徒に対する指導を含め、適切な対応をお願いします。

問合せ先

指導部保健体育課 上田、小松

電 話 (045) 210-8315 (直通)

指導部高校教育課

高校教育企画室 浮田、唐川

電 話 (045) 210-8254 (直通)

支援部子ども教育支援課 黄木、下反

電 話 (045) 210-8217 (直通)

支援部特別支援教育課 高橋、立花

電 話 (045) 210-8276 (直通)



30ス庁第262号

平成30年7月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属中学校，附属高等学校，附属中等教育学校
又は附属特別支援学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属中学校，附属高等学校又は附属特別
支援学校を置く各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長
今 里



(印影印刷)

運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）

スポーツ庁では，生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち，地域や学校の実態に応じて，運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう，本年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定するとともに，都道府県においては，「運動部活動の在り方に関する方針」を，市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者においては，「設置する学校に係る運動部活動の方針」を，校長においては，「学校の運動部活動に係る活動方針」を速やかに策定すること等，本ガイドラインに則った取組を依頼したところです。

一方，近年，気候変動等により，暑熱環境が悪化し，学校の管理下の活動，とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等，生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務となっております。

ついては，運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに，各都道府県においては，下記の点について，適切な対応をお願いします。



記

- 1 「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、運動部活動の休養日及び活動時間等を設定する際、熱中症事故の防止の観点から、これまでの関係通知（別添）や「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること。また、ガイドラインにおいては、夏季休業等の長期休業中には、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けることとしていることも参考に対応すること。既に方針を策定した都道府県にあっては、こうした観点を踏まえて検討の上、必要に応じて改定すること。
- 2 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合については、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、広域的な大会等で止むを得ない事情により開催する場合には、参加生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。
- 3 上記の方針等を踏まえ、域内の市町村、学校設置者に対し、それぞれの方針・計画における適切な対応に向けた速やかな検討を促し、各学校の運動部活動において、保護者との連携を図りつつ、熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に万全の対策を講じること。

なお、スポーツ庁においては、ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行うこととしており、本年度はこの秋に現況の調査を行う予定ですが、差し当たり、各都道府県において策定した方針（本通知への対応を含む）については、8月20日（月）までに担当宛てに提出願います。

【本件担当】

政策課学校体育室運動部活動推進係

電話 03-5253-4111（内線3777）

E-mail: staiiku@mext.go.jp

平成 28 年 3 月 28 日

県立学校長 殿

保健体育課長

組体操等による事故の防止について（通知）

このことについて、スポーツ庁政策課学校体育室から平成 28 年 3 月 25 日付けで別添のとおり「組体操等による事故の防止について」の事務連絡がありました。

ついては、体育的行事等の実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的、計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置をとるようお願いいたします。

また、特に組体操については、次の 2 点を踏まえた措置を講じるようお願いいたします。

- 1 組体操による事故を未然に防ぐために、児童生徒の体力・運動能力等の状況を把握した上で、活動内容や指導計画を見直すとともに、更なる安全対策に向けた措置を講じること。
- 2 過去の事故事例などの情報を基に、事故につながる可能性がある危険度の高い技については、特に慎重に選択し、確実に安全な状態で実施できないと判断した場合には、実施を見合わせること。

なお、28 年 2 月 19 日付けで照会しました「平成 27 年度公立小学校及び中学校、高等学校、中等教育学校における組体操等取組状況調査」について、別添のとおり集計結果をとりまとめましたので、参考にしてください。

問い合わせ先

学校体育指導グループ 磯貝、坂本

電 話 (045)210-8312 (直通)

電子メール isogai.hw5@pref.kanagawa.jp

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁 政策課 学校体育室

組体操等による事故の防止について

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条）。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれては、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところでありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであり、実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置を講じていただきますようお願いします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであり、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いします。その際、別添1の参考資料も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。

主な参考・引用文献

- 1) 文部科学省：「小学校学習指導要領」 平成29年3月
- 2) 文部科学省：「中学校学習指導要領」 平成29年3月
- 3) 文部科学省：「高等学校学習指導要領」 平成30年3月
- 4) 文部科学省：「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」
平成30年6月
- 5) 文部科学省：学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」
平成22年3月
- 6) 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議
：「学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究」
－体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点－
平成25年3月
- 7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会
：「体育活動における熱中症予防」 平成26年3月
- 8) 公益財団法人日本スポーツ協会
：「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」 令和7年6月
- 9) 一般社団法人 日本蘇生協議会
：「JRC 蘇生ガイドライン2015 オンライン版」
- 10) 独立行政法人日本スポーツ振興センター
：「災害共済給付請求事務ガイドブック（平成30年度版）」
- 11) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行及び独立行政法人日本スポーツ振興センター
に関する省令の一部改正について 平成31年4月23日

運動時における安全指導の手引き（総論編）

令和 7 年 8 月

編集・発行 神奈川県教育委員会教育局
指 導 部 保 健 体 育 課
横浜市中区日本大通 1
